

令和5年度  
手取川・梯川・石川海岸水防連絡会 総会  
第1回手取川、梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

議 事 次 第

1. 開会挨拶

2. 議 事

(1) 手取川・梯川・石川海岸水防連絡会

- ① 規約・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料－1
- ② 令和4年度事業経過報告について・・・・・・・・・・資料－2
- ③ 令和4年度会計決算報告について・・・・・・・・・・資料－2
- ④ 令和5年度事業計画（案）について・・・・・・・・・・資料－2
- ⑤ 令和5年度会計予算（案）について・・・・・・・・・・資料－2
- ⑥ 令和4年度水防功労者国土交通省大臣表彰について・・・・資料－3
- ⑦ その他（出水状況報告ほか）・・・・・・・・・・資料－4

(2) 手取川、梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

- ① 規約・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料－5
- ② 各機関の減災に係る取組状況について・・・・資料－6、資料－7
- ③ 地域メディア連携協議会について・・・・・・・・・・資料－8
- ④ 手取川・梯川流域タイムラインについて・・・・・・・・・・資料－9

3. 今後の予定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料－10

4. 閉 会

令和5年度 第1回手取川、梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会  
出席者名簿

日 時： 令和5年5月23日(火)13:30～15:00 場 所： 金沢河川国道事務所 2階 会議室 (WEB開催)

機 関 名	出 席 者		備 考
	役 職	氏 名	
金沢市	内水整備課 課長補佐【市長代理】	中川 宏希	
小松市	技監【市長代理】	浮田 博文	
白山市	総務部長【市長代理】	北村 彰浩	
能美市	市長	井出 敏朗	
野々市市	副市長【市長代理】	山口 良	
川北町	土木課長【町長代理】	川北 征章	
石川県 土木部 河川課	課長	越井 信行	
石川県 危機管理監室 危機対策課	課長	南 良一	
石川県 南加賀土木総合事務所	所長	木戸口 善治	
石川県 石川土木総合事務所	所長	吉元 研司	
金沢地方気象台	台長	金子 法史	
国土交通省 金沢河川国道事務所	事務所長	桑島 正樹	

〈オブザーバー〉

加賀市	土木課長	西山 昌明	
加賀市	土木課 維持管理グループリーダー	網谷 一毅	
北陸電力(株)手取水力センター	所長	雨塚 豊治	
北陸電力(株)手取水力センター	課長(ダム水路担当)	永田 治	
電源開発(株)九頭竜電力所	所長	渡邊 格	
電源開発(株)九頭竜電力所	所長代理	藤本 道広	
西日本旅客鉄道(株)金沢支社 金沢保線区	助役	落井 隆也	
中日本高速道路(株)金沢支社 金沢保全・サービスセンター	工務担当課長	堀田 順三	
陸上自衛隊 第十四普通科連隊第二科	地図陸曹	桐木 哲平	
IRいしかわ鉄道(株)運輸部 施設課	担当課長	鈴木 武彦	

〈随行者〉

金沢市	危機管理課 課長補佐	木村 和茂	
小松市	危機管理課長	吉本 宜幸	
小松市	内水対策室長	木下 充生	
白山市	建設部 次長兼土木課長	中川 浩一	
白山市	総務部 危機管理課長	大西 隆之	
白山市	建設部 土木課 課長補佐	蔵本 敏正	
白山市	総務部 危機管理課 主査	成岡 裕一	
能美市	土木部次長兼土木課長	吉田 和司	
能美市	危機管理課長	木津 則昭	
野々市市	総務課長	押田 克夫	
野々市市	土木課長	道下 和宏	
石川県 土木部 河川課	課長補佐	吉野 彰紀	
石川県 危機管理監室 危機対策課	主事	今村 祥吾	
石川県 南加賀土木総合事務所	河川砂防課長	瀬川 裕之	
金沢地方気象台	防災管理官	金内 正文	
金沢地方気象台	水害対策気象官	広瀬 淳司	
金沢地方気象台	流域治水係長	万代呂 浩之	
金沢地方気象台	防災気象官	川本 直樹	

〈事務局〉

国土交通省 金沢河川国道事務所	副所長(河川)	西出 保	
国土交通省 金沢河川国道事務所	総括地域防災調整官	大井 哲哉	
国土交通省 金沢河川国道事務所	流域治水課長	北村 秀之	
国土交通省 金沢河川国道事務所	工務第一課長	栗本 拓也	
国土交通省 金沢河川国道事務所	河川管理課長	甚田 降光	
国土交通省 金沢河川国道事務所	流域対策課長	本田 正和	
国土交通省 金沢河川国道事務所	海岸課長	廣瀬 昌宏	
国土交通省 金沢河川国道事務所	手取川ダム管理支所長	府録 英雄	
国土交通省 金沢河川国道事務所	手取川出張所長	能澤 祐明	
国土交通省 金沢河川国道事務所	小松流域治水出張所長	高橋 至	
国土交通省 金沢河川国道事務所	白峰砂防出張所長	佐成 孝夫	
国土交通省 金沢河川国道事務所	尾口砂防出張所長	片山 健	
国土交通省 金沢河川国道事務所	水防企画係	高橋 智子	
合 計		53	

## 手取川・梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

## (設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく「手取川、梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

## (目的)

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、手取川、梯川及び大慶寺川、倉部川流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

## (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

## (幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

## (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。
- 三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。
- 四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、北陸地方整備局金沢河川国道事務所(流域治水課)、石川県(土木部 河川課)が共同で行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、平成28年5月9日から施行する。

改正 平成28年 8月31日 (別表-1及び2改め)

改正 平成29年 5月15日 (第1条, 第2条及び別表-1, 2改め)

改正 平成29年10月26日 (第1条及び別表-1改め)

改正 令和 元年 5月20日 (別表-1及び2改め)

改正 令和 3年 5月25日 (別表-1及び2改め)

改正 令和 4年 5月27日 (別表-2改め)

改正 令和 5年 5月 日 (第8条及び別表-2改め)

別表－1

機 関 名	代 表 者
金 沢 市	市 長
小 松 市	市 長
白 山 市	市 長
能 美 市	市 長
野 々 市 市	市 長
川 北 町	町 長
石川県 土木部 河川課	課 長
〃 危機管理監室 危機対策課	課 長
〃 南加賀土木総合事務所	所 長
〃 石川土木総合事務所	所 長
金沢地方気象台	台 長
北陸地方整備局 金沢河川国道事務所	所 長
<オブザーバー>	
加 賀 市	
石川県 農林水産部 農業基盤課	
北陸電力(株) 手取水力センター	
電源開発(株) 九頭竜電力所(手取川事務所)	
西日本旅客鉄道(株) 金沢支社 金沢保線区	
中日本高速道路(株) 金沢支社 金沢保全・サービスセンター	
陸上自衛隊 第十四普通科連隊第二科	
IR いしかわ鉄道(株)・施設課	

別表－2

所 属	幹 事 名
金 沢 市	内水整備課長 危機管理課長
小 松 市	内水対策室長 危機管理課長
白 山 市	土 木 課 長 危機管理課長
能 美 市	土 木 課 長 危機管理課長
野 々 市 市	土 木 課 長 総 務 課 長
川 北 町	総 務 課 長 土 木 課 長
石川県 土木部 河川課	課 参 事
" 危機管理監室 危機対策課	主 幹
" 南加賀土木総合事務所	河川砂防課長
" 石川土木総合事務所	河川砂防課長
金沢地方气象台	防 災 管 理 官
北陸地方整備局 金沢河川国道事務所	副所長（河）
<オブザーバー> 加 賀 市	

## 各機関の減災に係る取組状況等

# ～ 金沢河川国道事務所 ～

取組項目	①外水・内水氾濫に対応した水防団等への迅速な水防活動の連絡体制の確保や実働訓練の実施 ②毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施 ③洪水時における河川管理者からの情報提供等(ホットラインの構築)
内 容	情報伝達訓練の実施による連絡体制の確認
実施主体	手取川・梯川・石川海岸水防連絡会

出水期までに洪水対応演習(情報伝達訓練)を行いました。

## 【実施概要】

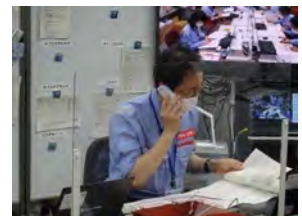
- ・日 時 : 令和4年4月26日(火) 9:00～17:00
- ・対象機関 : 石川県、小松市、白山市、能美市、野々市市、川北町、金沢市、北陸電力(株)、電源開発(株)、西日本旅客鉄道(株)、金沢地方气象台、金沢河川国道事務所
- ・内 容 : ① 水防警報の発令から水防団の活動報告まで水防活動に係る関係機関の連絡体制を確認。  
② 関係機関と連携した水防の実働を想定した訓練。  
③ 河川管理者からの情報提供等の確認訓練。



実働を想定した警報発令や連絡体制の確認訓練



関係機関とWeb会議による  
双方向の情報共有訓練



河川管理者からの情報提供  
(ホットライン)の訓練



取組項目	国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施
内 容	水防工法研修会を開催
実施主体	手取川・梯川・石川海岸水防連絡会

手取川・梯川・石川海岸水防連絡会では、石川県内自治体、消防団と合同で水防工法研修会を開催しました。

**【実施概要】**

- ・日 時：令和5年5月20日(土) 10:00～14:30
- ・場 所：川北町朝日地先（水辺の楽校西部拠点 手取川右岸2.2k)
- ・参加者：手取川・梯川・石川海岸水防連絡会(石川県、関係自治体、関係民間企業、金沢河川国道事務所)、金沢市、津幡町、能登町、輪島市、石川県建設コンサルタント協会、消防団など 約140名
- ・内 容：水防工法の実技



縄の結び方についての実技



積み土のう工の実技



月の輪工の実技

取組項目	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所 の合同巡視の実施
内 容	重要水防箇所等の合同巡視の実施
実施主体	手取川・梯川・石川海岸水防連絡会

手取川・梯川・石川海岸水防連絡会は、洪水に対しリスクが高い区間(重要水防箇所等)の点検を行いました。

**【実施概要】**

- ・日 時：令和4年6月2日(水) 9:00～17:00
- ・参加者：手取川・梯川・石川海岸水防連絡会構成員(石川県、関係自治体、関係民間企業、金沢地方气象台、金沢河川国道事務所) 約50名
- ・内 容：① 手取川及び梯川における重要水防箇所の点検  
② 手取川及び梯川における水防倉庫の点検



手取川 左岸4.0k付近



梯川 右岸7.8k付近



梯川 園資材倉庫(国土交通省)

取組項目	外水・内水氾濫に対応した水防団等への迅速な水防活動の連絡体制の確保や実働訓練の実施
内 容	情報伝達訓練の実施及び巡視手帳の配布による連絡体制の確認
実施主体	手取川・梯川・石川海岸水防連絡会

出水期までに情報伝達訓練を実施するとともに、関係機関に当年度の手取川・梯川・石川海岸巡視手帳を配布し、水防活動の連絡体制を確認。

・対象機関：手取川・梯川・石川海岸水防連絡会

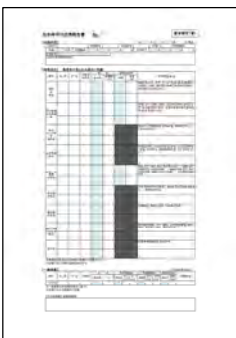
【実施概要】

①洪水対応演習(情報伝達訓練)

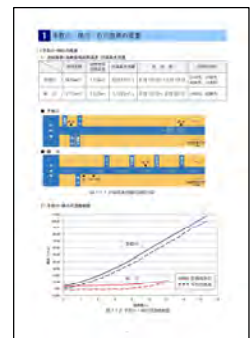
- ・日 時：令和4年4月26日(火)
- ・内 容：水防警報の発令から水防団の活動報告まで水防活動に係る関係機関の連絡体制を確認

②手取川・梯川・石川海岸巡視手帳を配布

- ・日 時：令和4年6月15日(発送)
- ・内 容：関係機関に当年度の手取川・梯川・石川海岸巡視手帳を配布し、水防警報の伝達系統図を確認。



洪水対応演習の様式



令和4年度の巡視手帳を配布

取組項目	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進
内 容	マイ・タイムライン講習会等の実施
実施主体	金沢河川国道事務所

金沢河川国道事務所は、小中学生を対象にマイ・タイムライン講習会を実施し、防災知識の普及啓発を行いました。

【実施概要】

・日時、場所、対象

- 令和4年7月11日(月) 13:30～15:00 美川中学校 2年生 137名
- 令和3年10月6日(水) 13:15～14:50 川北小学校 4年生 33名

- ・内 容：防災教育動画「災害から身を守る」  
手取川の概要について  
手取川は安全？(全国の氾濫)  
みんなでつくろう！「マイ・タイムライン」  
マイ・タイムラインについての説明・作成 など

『マイ・タイムライン』とは  
住民一人ひとりのタイムラインであり、大雨等によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、とりまとめるものです。  
時間的な制約が厳しい洪水発生時に、行動のチェックリストとして、また判断のサポートツールとして活用されることで、「逃げ遅れゼロ」に向けた効果が期待されます。



マイ・タイムライン講習会の様子  
(美川中学校)

マイ・タイムライン講習会の様子  
(川北小学校)



マイ・タイムライン検討ツール～逃げキッド～

取組項目	小中学校等における水災害教育を実施
内 容	梯川流域の小中学生を対象とした“防災のしごと”の体験型防災学習
実施主体	金沢河川国道事務所

金沢河川国道事務所は、前川排水機場で子どもたちが洪水対応の仕事を行っている職場の模擬体験をとおして、楽しみながら防災学習ができるコーナー「かわこくキッズ」しごと体験を実施しました。

**【実施概要】**

- ・日 時：令和4年10月27日(木)小松市立稚松小学校の生徒 67人
- ・場 所：前川排水機場(金沢河川事務所 小松出張所)
- ・内 容：本番さながらの洪水対応(防災のしごと体験)を通して防災学習を実施
  - ①水害対策本部体験                      ②前川排水機場操作
  - ③前川排水機場見学                      ④マイ・タイムライン作成

**【水害対応のお仕事体験概要】**

**○水害対策本部班**  
河川管理者班と小松市班に分かれて、洪水時の情報伝達を実施し、水防団への指示や住民への避難指示等の発令体験、河川パトロール班との交信体験、土の積みみを体験



**○前川排水機場操作班**  
前川排水機場の役割を学習し、水門ゲートやポンプ操作の模擬操作を体験



**○前川排水機場見学**  
前川排水機場の役割やエンジンの構造を学習し、実際のポンプを間近で見学



**○マイ・タイムライン作成**  
大雨時における避難行動について学習し、子どもたち自身で避難場所や避難するタイミング等について考える体験



取組項目	出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催
内 容	自治体職員向けマイ・タイムライン講習会
実施主体	金沢河川国道事務所

金沢河川国道事務所では、一般の方へ「マイ・タイムライン」を作成指導している(今後、作成指導される)行政関係者を対象に、作成指導または講習をするうえで参考となる情報を共有するため講習会を行いました。

**【実施概要】**

- ・日 時：令和3年 7月13日(火) 14:00～16:00
- ・場 所：能美市防災センター
- ・内 容：①マイ・タイムラインの目的と本講習会の目的  
②自分たちの住んでいる地区の水害リスクを知り、マイ・タイムラインの考え方を知る  
③洪水時に得られる情報を知り、マイ・タイムラインの考え方を知る  
④マイ・タイムラインを作成する

**プログラム**

- 導入編(マイ・タイムラインの目的と本講習会の目的)
- 実践編(水害リスクの認知)・マイ・タイムラインの必要性(事前・本講習会の目的)
- 学習編①(自分たちの住んでいる地区の水害リスクを知り、マイ・タイムラインの考え方を知る)
- 学習編②(自分たちの住んでいる地区の水害リスクを知り、マイ・タイムラインの考え方を知る)
- 実践編(マイ・タイムラインを作成する)
- 自分の水害リスクを把握する
- マイ・タイムラインを作成する

**マイ・タイムラインの目的**

- 「マイ・タイムライン」とは、住居一人一人の水害リスクに応じた避難行動計画を作成するものであり、台風などによる大雨により川の水位が上昇するときに、自分自身と家族の命を守るための行動を整理し、災害状況の変化に応じて自分自身の家族構成や生活環境に合わせた「自分の避難計画」を決定しておくことです。
- 避難行動を判断する際に有益な情報・情報を知る手段
- 避難行動のためのトリガ情報
- 事前編(マイ・タイムラインを作成する)
- 自分の水害リスクを把握する
- マイ・タイムラインを作成する



講習会プログラム

マイ・タイムラインの目的

マイ・タイムライン講習会の様子

# ～ 石川県 ～

取組項目	円滑な避難活動や水防活動等に資する監視カメラや簡易水位計、侵食センサー等の整備
内 容	危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの整備
実施主体	石川県

避難の目安となる水位情報をよりきめ細やかに発信するため、危機管理型水位計及び簡易型河川監視カメラの整備を進めており、住民の迅速な避難への支援を強化することとしています。

【整備状況(令和4年度末まで)】

危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ	
手取川水系	N=8箇所(平瀬川、西川、堂尻川、熊田川、手取川(指定区間)、阿手川、堂川、安産川放水路)
梯川水系	N=10箇所(梯川(指定区間)、日用川、鍋谷川、仏大寺川、郷谷川、木場湯、粟津川、館谷川、光谷川、西俣川)
大慶寺水系	N=1箇所(大慶寺川)
倉部川水系	N=1箇所(屋越川)

人家が密集する地区の避難体制を支援



危機管理型水位計設置写真(堂尻川)



簡易型河川監視カメラ設置写真(堂尻川)

# ～ 金沢地方気象台 ～

取組項目	気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善
内 容	線状降水帯に関する情報の提供
実施主体	金沢地方気象台

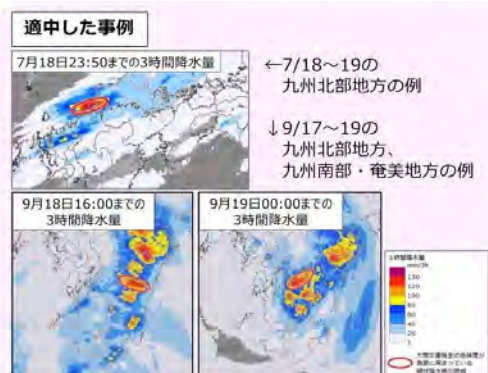
令和4年6月1日より、線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合、半日程度前から「線状降水帯」というキーワードを使って、その旨を呼びかけています。

線状降水帯は予測が難しい現象であることから、現状では、「北陸地方」といった広域での呼びかけを行っています。

令和4年度出水期の実績では、運用開始前に想定したのとほぼ同程度の予測精度でした。引き続き予測精度の向上に向けた取組を強化していきます。

	運用開始前の想定 (過去3年間のデータから検証)	令和4年度 出水期
適中		
線状降水帯発生呼びかけ「あり」 線状降水帯の発生「あり」	4回に1回程度	<b>13回中3回</b>
見逃し		
線状降水帯発生呼びかけ「なし」 線状降水帯の発生「あり」	3回に2回程度	<b>11回中8回</b>

現時点では運用開始前に想定したのとほぼ同程度の予測精度



取組項目	氾濫特性を踏まえたリアルタイムの浸水情報提供
内 容	オンラインによる気象解説
実施主体	金沢地方気象台

金沢地方気象台では、石川県や市町の防災担当者に対して台風等による影響や防災事項等についてWeb会議システムを用いて解説を実施しました。

Web会議に参加できなかった機関や、解説の内容を再確認することができるように、YouTubeによる配信の試行を実施しました。令和5年度出水期から配信開始予定です。

**【実施概要】**

- ・日 時：令和4年8月16日、令和4年9月5日、令和4年9月17日
- ・参加者：国・県・市町等の防災機関等
- ・内 容：台風、前線等による大雨の見通し、防災事項等の解説



台風第14号の実況と今後の予想についてのWeb説明会  
(令和4年9月17日)



Web説明会のYouTubeによる配信試行  
(令和4年12月22日)

# ～ 金沢市 ～

取組項目	河川監視カメラの設置
内 容	河川の監視体制を強化するとともに、住民に河川状況をリアルタイムで伝え、迅速な避難行動につなげる
実施主体	金沢市

設置箇所 N=6か所 大宮川(大浦町)、柳瀬川(大場町)、柳橋川(柳橋町)、  
 要川(桂町)、木曳川(戸板5丁目)、四十九本川(下安原町)  
 提 供 市のホームページに画像を公開(5分ごとの静止画像)



取組項目	防災情報シートの配布
内 容	災害時に高齢者や障害のある方らの逃げ遅れを防ぐため、市民が取るべき避難行動をまとめ、家族間で河川氾濫や土砂災害などが起きた際の対応を事前に確認し、スムーズな避難につなげる
実施主体	金沢市

- ・改正災害対策基本法に準じた措置で、地域の避難場所や自宅周辺の危険度を  
確認し記入できる様に工夫
- ・配布状況 6月末に全戸配布完了



# ～ 小松市 ～

取組項目	住民意識の高揚を図る「まるごとまちごとハザードマップ」の設置
内 容	梯川・新堀川水系流域164箇所にて想定浸水深表示標識を設置
実施主体	小松市

国土交通省が推進する「まるごとまちごとハザードマップ」の取組みとして、想定浸水深を示す標識を設置し、住民の水防災への意識高揚と主体的な避難行動を促し、発災時の被害最小化を図るもの（令和4年3月末完了）

### 【実施概要】

- 設置箇所  
梯川・新堀川水系の流域 164箇所  
（概ね各町に1箇所）
- 町内会等の意向も踏まえ、公民館等の当該地域の住民が利用する建物や電柱等のわかりやすい位置に設置

国土交通省「防災・安全交付金」活用事業

説明板は概ね目線の位置に、高さ表示板は、実際の水位の高さに表示



取組項目	氾濫特性を踏まえたリアルタイムの浸水情報提供
内 容	防災アプリによる「避難情報等」の配信開始
実施主体	小松市

・災害時の避難情報などをいち早く、確実に伝えるため、スマートフォン向けアプリケーション「こまつ防災アプリ」を4月1日にリリースしました。

【概要】

(1) 緊急情報はサイレン音で通知

- ・避難情報など、命にかかわる緊急情報はサイレン音で確実にお知らせする
- ・マナーモードでもサイレン音が鳴ります

(2) すべての人にわかりやすく

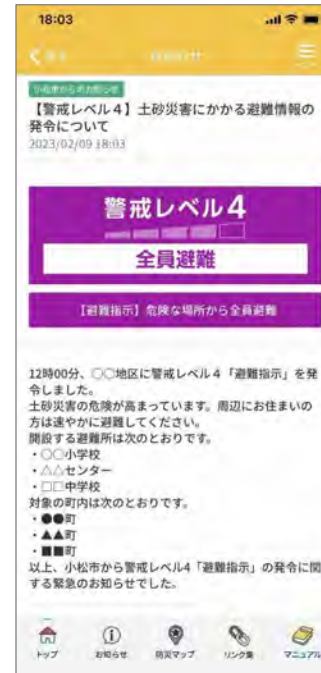
- ・文字の拡大や音声読み上げでわかりやすく情報を伝えます
- ・避難情報などは多言語に自動翻訳し通知

(3) 防災マップで災害リスクを確認

- ・マップ機能で想定浸水区域や土砂災害警戒区域を確認可
- ・避難場所や避難所の一覧も確認可

(4) 備えて安心！事前対策にも役立つ

- ・避難所運営マニュアルなど地域防災に関わる各種マニュアルの閲覧可
- ・川の水位やカメラ映像、気象状況などもスムーズに確認可



取組項目	河川の氾濫を想定した避難について
内 容	地域防災計画「避難計画」の見直し
実施主体	小松市

令和4年8月大雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正

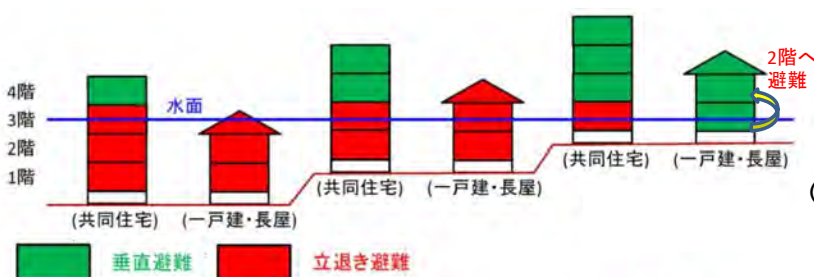
【令和4年8月大雨で顕在化した避難に関する主な課題】

- ・浸水救助活動を踏まえ逃げ遅れゼロに向けた検討
- ・河川氾濫、土砂災害における避難のタイミングと避難する場所の検討
- ・避難所開設・運営における市職員以外を含めた体制の確保
- ・車両浸水被害など広域避難(車両による移動を前提)可能な避難場所の検討

【地域防災計画の修正事項】

- ①住民の避難方法に関する修正
  - ・災害リスクと取るべき行動の理解促進
    - 2階以上の屋内安全確保の考え方の周知
  - ・避難所以外の避難先の周知
    - 車での避難が可能な指定緊急避難場所の情報提供
  - ・初期水防避難所の見直し → 19施設を初期水防避難所に再設定 (2箇所増)
  - ・中山間部の避難所の見直し
    - 各町内単位で警戒レベルに応じた避難所の設定
- ②避難先の確保に関する修正
  - ・指定避難所の開設方法の見直し
    - 自主防災会が避難所を開設できる体制の整備
  - ・安全な避難先の確保
    - 指定避難所における緊急的な避難場所の確保(校舎等)

○ 河川の氾濫を想定した区域内の  
立ち退き避難対象者 約1万人



校下・地区単位で、立ち退き避難対象者と指定避難所の収容能力について確認した。

(例) 稚松校下 (指定避難所=小松高校)  
避難者数 1,389人 収容人数 2,086人  
収容率=66.6%

## ～ 白山市 ～

取組項目	防災教室の実施
内 容	鶴来高校「防災教室」
実施主体	主催:鶴来高校 協力:白山市

鶴来高校の生徒を対象に、地元防災士による講演を実施しました。

### 【実施概要】

- ・日 時 : 令和4年7月4日(月)15:00～16:00
- ・参加者 : 鶴来高校生徒250名
- ・内 容 : 鶴来高校周辺で起こりうる自然災害である地震と洪水について、想定される被害や日頃の備えの重要性などを講演しました。



## ～ 能美市 ～

取組項目	住民意識の変革に資する防災講演会・講座等を実施
内 容	町(内)会、自主防災組織、各種団体を対象とした出前講座
実施主体	能美市

### 【実施概要】

- ・開催時期：通年
- ・参加団体：町(内)会、自主防災組織、各種団体
- ・内 容：参加者が希望する災害事案について出前講座を実施し、市民の防災意識の向上を図るもの。
- ・実 績：令和元年度：9団体  
令和2年度：10団体(延べ14回)  
令和3年度：12団体(延べ13回)  
令和4年度：16団体(延べ16回)



取組項目	防災に関わる各種団体との連携強化、市民の防災意識の高揚を図るイベントの実施
内 容	能美市防災フェスタの開催
実施主体	能美市（共催：能美市商工会 建設部会）

市民の防災意識を高めるきっかけとするため、楽しみながら防災を学べる防災フェスタを開催しました。市内建設業企業と協力し、水災害等への対応力を確認しました。

**【実施概要】**

- ・日 時：令和4年9月25日（日） 9:00～16:00
- ・場 所：能美市防災センター
- ・参加団体：能美市商工会建設部会、能美警察署、自衛隊石川地方協力本部、災害時応援協定締結企業、防災に関する市民の活動団体



## ～ 野々市市 ～

取組項目	避難所開設訓練
内 容	避難者の受付、居住スペース等の設定
実施主体	町内会、防災士等

災害発生を想定し、町内会、防災士等の地域住民が主体となり、拠点避難所の開設訓練を実施した。

### 【訓練概要】

- ・日 時:令和4年11月13日(日)8時00分～
- ・内 容:避難者受付(検温、問診)  
施設の感染対策(予防エリア、一方通行の設定)  
居住スペースの設定  
段ボール間仕切り、簡易テント、組立トイレ等の設置
- ・備 考:総合防災訓練前に野々市市防災士会主催で研修会を実施し、手順等を確認(当日は防災士主導で訓練を実施し、町内会への説明等を実施)



【避難者受付】



【段ボール間仕切り設置】



【組立トイレ設置】

## ～ 川北町 ～

取組項目	河川公園(西部水辺の楽校)にて、小学生を対象とした水防学習の実施
内 容	洪水体験及び水防技術体験の実施
実施主体	川北町役場 土木課

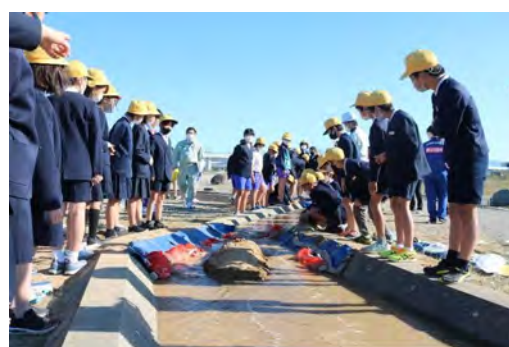
小学生を対象に模擬水路を活用した洪水体験及び水防技術体験を実施しました。

### 【実施概要】

- ・日 時：令和4年10月20日(木)13:30～15:00
- ・参加者：小学校5年生及び教諭、金沢河川国道事務所、川北町土木課、協力企業  
約100名
- ・内 容：① 模擬水路にて実際の堤防の決壊を体験してもらう  
② 水防技術を用い堤防の決壊を防ぐ体験をってもらう



洪水体験



水防技術体験

## 目標達成のための取組状況のとりまとめについて

### ○ 緊急行動計画の取組状況（令和4年度からの5年間目標分）

・・・ 手取川

資料－6－1

・・・ 梯川

資料－6－2







凡例 上段：各機関の具体的な取組  
下段：取組の進捗状況

着手していると考えられる取組  
実施済みの取組

減災のための取組項目(案) (概ね5年間)		北陸地整	石川県	金沢地方気象台	白山市	能美市	小松市	川北町	野々市市	金沢市											
1. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組																					
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組																					
⑦浸水実績等の把握・水害リスクの周知	X		・浸水実績等に関する情報を共有し、各市町において住民等に水害危険性を周知できるよう支援する。(浸水実績図の作成)	順次実施		住民等に水害危険性を周知できるよう検討する。	平成30年度から検討	住民等に水害危険性を周知できるよう検討する。	平成30年度から検討												
			・【H30.3】浸水実績図を作成。浸水実績等に関する情報を共有し、各市町において住民等に水害危険性を周知できるよう支援する。	引き続き実施		住民等に水害危険性を周知できるよう検討する。	平成30年度から検討	住民等に水害危険性を周知できるよう検討する。	令和元年度から検討												
1. ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組																					
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																					
①外水・内水氾濫に対応した水防団等への迅速な水防活動の連絡体制の確保や実働訓練の実施	N		・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県・市・町と共同で情報伝達訓練を実施する。	引き続き毎年実施	・情報伝達訓練の実施	引き続き毎年実施	・情報伝達訓練への支援	引き続き毎年実施	水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	随時	・各種警報が発令されたとき、迅速に対応できるよう配備体制に準じて班単位でパトロールを実施 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き実施	・防災行政無線や災害情報メール、HP、facebook等の多様な情報伝達手段を活用した市民への情報提供を行う。	随時	・防災行政無線の整備 ・かきまメールやエリアメールの整備 ・防災マップの全戸配布 ・WEB版ハザードマップの整備 ・防災表示板の設置(各地区) ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き実施	・平成26年度に防災行政無線を整備し、平成27年度より運用を開始。 ・災害発生時に、登録されている「ほっとHOTメールののいち」やコミュニティFMラジオ「えふえむ・エヌ・フ」の緊急割り込み放送など、あらゆる情報伝達手段を使って市民への情報伝達に努める。 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き実施			
			・【R4.6.2】手取川・梯川重要水防区域パトロールを開催 ・【R4.4.26】水害を想定した情報伝達の演習を実施 ・【R5.5.20】水防工法研修会を開催	引き続き毎年実施	・【R4.6.2】手取川・梯川重要水防区域パトロールに参加 ・【R4.4.26】水害を想定した情報伝達の演習に参加 ・【R4.5.28】水防工法研修会に参加	引き続き毎年実施	・【R4.4.26】洪水対応演習の実施 ・【R4.6.2】手取川・梯川重要水防区域パトロールへの参加 ・【R4.5.28】水防工法研修会への参加	引き続き毎年実施	・【R4.4.26】洪水対応演習の実施 ・【R4.6.2】手取川・梯川重要水防区域パトロールへの参加	引き続き毎年実施	R2.6月	・【R4.4.26】防災訓練(情報伝達)に参加(国) ・【R4.6.2】手取川・梯川重要水防区域パトロールに参加	引き続き実施	・防災行政無線や災害情報メール、HP、facebook等の多様な情報伝達手段を活用した市民への情報提供を行う。 ・河川管理者と市、消防本部、水防団の連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加した。	引き続き実施	同上	引き続き実施	・【R4.5.28】水防工法研修会に参加	引き続き実施		
②自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	LM N		・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施	・出水期前に市町や水防団等と重要水防箇所の合同巡視への参加	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	・出水期前に国県市町や水防団等と重要水防箇所の合同巡視への参加	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施			
			・【R4.6.2】重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施	・【R4.6.2】重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施	・【R4.6.2】重要水防箇所等の合同巡視への参加	引き続き毎年実施	・【R4.6.2】手取川重要水防区域パトロールに参加	引き続き毎年実施	・【R4.6.2】手取川・梯川重要水防区域パトロールに参加	引き続き毎年実施	・【R4.6.2】重要水防箇所区域パトロールに参加	引き続き毎年実施	・【R4.6.2】手取川・梯川重要水防区域パトロールに参加	引き続き毎年実施	・【R4.6.2】手取川重要水防区域パトロールに参加	引き続き毎年実施			
③毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	P,Q		・水防管理団が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き毎年実施	・水防管理団が行う訓練への参加 ・水防訓練の実施	引き続き毎年実施	・関係機関等の要請により、訓練への支援	引き続き実施	①自主防災委員会等による防災訓練の実施 ②水防管理団が行う訓練への参加 ③毎年、出水期前に水防訓練を実施 ④毎年実施している水防訓練の内容を見直し、実働水防訓練を実施	引き続き実施	・水防管理団が行う訓練への参加 ・毎年、出水期前に水防訓練を実施 ・毎年行っている水防訓練の内容を見直し、実働水防訓練を実施	引き続き毎年実施	・毎年、出水期前に水防訓練を実施 ・毎年行っている水防訓練の内容を見直し、実働水防訓練を実施	随時	・防災組織の結成に対する助成 ・自主防災に係る資機材の設備に対する助成 ・毎年、出水期前に水防訓練を実施 ・毎年行っている水防訓練の内容を見直し、実働水防訓練を実施	引き続き毎年実施	・平成26年度より、全市民(全町内会)参加の総合防災訓練を実施し、行政主導ではなく、自主防災組織を中心として行う訓練内容にシフトしている。	引き続き毎年実施	・河川管理者、自衛隊等連携し、地域協働による水防訓練の実施	引き続き毎年実施	
			・【R4.4.26】洪水対応演習を実施し、県、市町との連携を確認。	引き続き毎年実施	・【R4.4.26】洪水対応演習に参加	引き続き毎年実施	・【R4.4.26】洪水対応演習を実施し、県、市町との連携を確認。	引き続き実施	①災害時協力事業所登録制度による事業所の登録(物資供給、建設業等) ②水防活動の担い手となる水防団員の募集促進	引き続き実施	①40事業所が登録済(R5.2月)	随時	・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。	引き続き毎年実施	・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。	引き続き毎年実施	・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。	引き続き毎年実施	・【R4.11.13】市総合防災訓練を実施し、防災士、町内会等による避難所開設訓練を実施。	引き続き毎年実施	【元.5.12】近年洪水被害が発生した地区で自主防災会と連携し水防訓練を実施 【R2.5.21】市水防職員のみで水防訓練を実施 【R3.5.28】市水防職員のみで水防訓練を実施 【R4.5.15】自主防災会と連携し水防訓練を実施
④水防活動の担い手となる水防団、水防協力団体の募集・指定を促進または地域事業者による水防支援体制の構築、水防に関する広報の充実	O,Q																				
⑤国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	P		・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施															
			・【R5.5.20】水防工法研修会(会場：川北町)を開催(毎年実施)	引き続き実施	・【R4.5.28】水防工法研修会に参加	引き続き実施															
⑥新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	M,P, Q		・水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施 ・新技術(水のう等)を活用した資機材等の配備	引き続き実施 ・H28年度から検討	・水防資機材の配備状況の確認・整備 ・新技術を活用した水防資機材等の配備を検討する。	引き続き実施 ・H28年度から検討			水防倉庫及び倉庫内資機材の点検 ・手取川水防事務組合(事務局業務) ・水防倉庫(美川堤、朝日前三番堤、道下堤、神田堤、伝兵衛島堤)	随時	水防倉庫及び倉庫内備品の点検(能美市役所)	随時	水防倉庫及び倉庫内備品の点検	随時	水防倉庫及び倉庫内備品の点検	随時	水防倉庫及び倉庫内備品の点検	随時			
			・【R4.6.2】重要水防区域パトロールで資材の配備状況を確認し、各市町と情報を共有	引き続き実施	・【R4.6.2】水防資材配備状況確認 ・吸水性土のうを試験的に導入	引き続き実施 ・順次実施			・水防倉庫及び倉庫内資機材の点検の実施	随時	・水防倉庫及び倉庫内備品の点検	随時	・水防倉庫及び倉庫内備品の点検	随時	・水防倉庫及び倉庫内備品の点検	随時	・水防倉庫及び倉庫内備品の点検	随時	水防倉庫及び倉庫内備品の点検を実施	随時	
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組																					
①要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施、避難訓練の実施	K		・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行う際の技術的な助言を行う	引き続き実施	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成、避難訓練を行う際の技術的な助言を行う	順次実施			①福祉避難所開設に係る施設との協定締結 ②避難行動要支援者名簿の作成、町会との協定の締結 ③浸水想定区域図等の公表後に要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。	引き続き実施 H29年度から実施		①引き続き実施 ②引き続き実施 ③H29年度から実施	引き続き実施 H29年度から実施	・市の関係部局と調整会議実施 ・全対象施設に計画作成の説明会を実施 ・地域防災計画掲載予定 117施設	H29年度から実施	・浸水想定区域図等の公表後に要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。	H29年度から実施	・浸水想定区域図等の公表後に要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。	H29年度から実施	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行う際の技術的な助言を行う	H29年度から実施
			・各市町の地域防災計画作成支援のための資料を作成【H30.11幹事会】 ・【R2.2】要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会を実施(白山市)	引き続き実施	・【R2.12】洪水時等に適切な避難行動がとられるよう要配慮者利用施設の管理者に対して説明会を実施(金沢市) ・【R3.10.1】高齢者等の避難の実効性確保のための研修会を開催(県内福祉施設職員、市町職員等)	引き続き実施	①57施設と協定締結済(R5.2月) ②避難行動要支援者名簿の随時更新・町会との協定の締結を推進 ③対象施設を地域防災計画に掲載 ・地域防災計画掲載 180施設 ・避難確保計画作成数 150施設	引き続き実施 H29年度から実施	①引き続き実施 ②引き続き実施 ③H29年度から実施	・地域防災計画掲載 66施設 ・避難確保計画作成数 66施設	平成30年度から実施	・避難確保計画作成義務対象施設 121施設(地域防災計画記載施設数) ・避難確保計画作成届出施設数 121施設	H30年度完了	・浸水想定区域図を参考に、要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。	H29年度から実施	・浸水想定区域図等の見直しにあわせて、要配慮者利用施設における計画策定の支援を行う。	H29年度から実施	・【H29.9~】対象施設による計画作成の説明会を実施(6回) ・地域防災計画記載施設 772施設 ・避難確保計画作成数 772施設	H29年度から実施		



【梯川】大規模水害に関する減災目標を達成するための各機関の取組(案) 1/6

凡例 上段：各機関の具体的な取組  
下段：取組の進捗状況

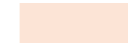

：着手していると考えられる取組  
：実施済みの取組

資料-6-2

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)			北陸地整		石川県		金沢地方気象台		小松市		能美市	
項目事項	内容	課題の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
1. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組												
■情報伝達、避難計画等に関する事項												
①外水・内水氾濫の特性を踏まえたリアルタイムの浸水情報提供	G,H I,J	・川の防災情報システムの改良及びスマートフォンを活用した情報発信 ・防災情報を一元化し、共有・閲覧できるシステム(プラットフォーム)を構築 ・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	順次実施	・石川県河川総合情報システムによる情報提供 ・スマートフォンの普及にあわせて見やすく操作が容易な画面の作成。GPS機能により現在の地図を表示することで河川利用者が近くの水位、雨量情報を確認 ・メール登録することで、気象、雨量、水位情報が自動配信	引き続き実施	・気象台長による首長訪問の実施。 ・市町防災担当部署への気象台の取組説明 ・オンラインによる気象解説	引き続き実施	・情報伝達体制の多様多重化の促進及び防災情報の提供等 ①防災行政無線の整備及びデジタル簡易無線の全世帯設置。 ②災害緊急メールの発信。 ③ケーブルテレビやコミュニティFM、ホームページによる災害情報提供。 ④新たな防災情報提供ツールの追加 ⑤5段階警戒レベルの周知 ⑥市の防災情報等の発信ツールとして、「LINEで防災」を行い情報配信を行う ⑦防災アプリを用いた情報配信	①平成21年度から平成29年度 ②③④引き続き実施 ⑥R2.6 ⑦R5.4	①市民の災害対策及び情報伝達 ・防災行政無線のデジタル化及び戸別受信機の全戸配布 ②冠水箇所等の監視カメラ設置 能美市内15箇所に河川等を監視するカメラを設置し、市民も閲覧できるようにホームページに掲載 ケーブルテレビで配信 ③防災ガイドブックの全戸配布 ④防災行政無線の更新及び戸別受信機の全戸更新 ⑤情報伝達手段の多重化(LINE、Twitter、登録制メール等) ⑥冠水箇所等の監視カメラ強化 交差点等10箇所を監視カメラを新設、既設のカメラの更新及び機能強化	①平成21年度から平成25年度 ②設置済 ③令和元年度実施 ④令和3年度から令和5年度設置 ⑤令和3年度から令和4年度実施 ⑥令和5年度	
		・プッシュ型の洪水予報等の情報配信をH29.6.15より実施 ・H30からは、SNS(Twitter)にて出水時に基準水位超過時など情報発信を実施。 ・水害リスクラインをR1.9.11より運用	H29完了	・実施済	引き続き実施	・警報・注意報等の防災気象情報の適時・的確な発表 ・台風、大雨等の見通しに関する説明会の開催 ・防災メール、週末メールによる情報提供、解説 ・緊急時における能動的ホットラインの実施 ・気象台長による首長訪問の実施 ・市町防災担当部署への気象台の取組説明	引き続き実施中	①防災行政無線の整備は完了済み。デジタル簡易無線の全世帯設置は平成29年9月に完了。新築・転入者等へ随時配布。 ②実施済 ③実施済 ④Yahoo防災速報、結ネット(町内会、民生委員)を追加 ⑤5段階の警戒レベルのリーフレットを作成し全町内配布 ⑥市の防災情報等の発信ツールとして、「LINEで防災」を行い情報配信を行う ⑦市の防災情報等の発信ツールとして、「防災アプリ」を用いた情報配信を行う	引き続き実施 ⑥R2.6 ⑦R5.4	平成21年度から平成25年度にかけて防災行政無線の整備 ①③転入者等へ随時配布 ②平成30年4月からケーブルテレビでも配信開始 ④防災行政無線の更新及び戸別受信機の全戸更新 ⑤情報伝達手段の多重化(LINE、Twitter、登録制メール等)	①平成21年度から平成25年度 ②設置済 ③令和元年度実施 ④令和3年度から令和5年度設置 ⑤令和3年度から令和4年度実施	
	C	・出水後におけるタイムラインの検証と改善 ・必要に応じて、水位情報等の提供など	順次実施	・市町が作成するタイムラインの整備及び検証と改善に参考となる雨量・水位情報等の提供など	順次実施		・梯川タイムラインは作成済み。 ・協議会の中で検討する避難計画等を踏まえ更新する。	平成27年度から順次実施	・協議会の中で検討する避難計画等を踏まえ準備する	平成28年度から順次実施		
		・小松市、能美市において策定済み	H29完了	・市町の作成したタイムラインに資する雨量・水位情報等の提供など(前川、八丁川、鍋谷川)	順次実施	・必要に応じ、関係機関と連携し改定作業を支援する。	順次実施	・梯川のタイムラインは既に作成済みであるが、今後の避難計画の見直しに伴い、タイムラインを更新していく。	引き続き実施	整備済 変更等が生じれば随時修正	平成29年度	
③行政と自主防災組織の協同の下、想定される最大規模の降雨による浸水や家屋倒壊に「立ち退き避難区域」等の検討	D,E F,K	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供を行う。	H29年度から実施	・前川、八丁川、鍋谷川について、浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供を行う。	順次実施		・浸水想定区域図等の公表後に立ち退き避難が必要な区域及び避難方法を検討する。	平成28年度から検討	・浸水想定区域図等の公表後に立ち退き避難が必要な区域及び避難方法を検討する。	平成29年度から検討		
		・【H29.4.17】浸水想定区域図を公表 ・関係機関に対し、情報提供を行う。 ・住民避難計画作成支援 ・【H30.6.21】浸水ナビを公表	引き続き実施	・【H30.7.26】前川、八丁川、鍋谷川について、浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域を公表 ・関係機関に対し、情報提供を行う	引き続き実施	・早期立ち退きエリア標記したを洪水ハザードマップをHPで公開、町内会長に説明配布し情報提供を行う。表示浸水範囲及び浸水深から想定される避難対象地域の地区防災計画作成し、住民の避難計画を検討する。	引き続き検討中	ハザードマップ作成にあたり、地域ごとに町会長及び町会で防災に関わる人を集め、浸水想定説明と逃げ方向などの意見聴取を実施。【令和2年2月】意見聴取により設定した逃げ方向を記載した防災ガイドブックを全戸配布。	平成30年度			
④外水・内水の複合氾濫の想定を反映しつつ、ハザードマップや防災マニュアルを改善	D,E F	・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進	H28年度から実施			ハザードマップを周知、活用を促進する。	平成29年度から検討	ホームページ内に各種ハザードマップの掲載	平成29年度から検討			
		・ハザードマップポータルサイトの周知 ・【H29.4.17】浸水想定区域図を公表 ・関係機関に対し、情報提供を行う。 ・住民避難計画作成支援	H28完了 引き続き実施			ハザードマップを公表、周知を図り、避難計画や地区防災計画の作成時、検討する。	引き続き検討中	作成したハザードマップに避難方向及び避難時の注意箇所を掲載	令和元年度実施			

【梯川】大規模水害に関する減災目標を達成するための各機関の取組(案) 2/6

凡例 上段：各機関の具体的な取組  
下段：取組の進捗状況

 :着手していると考えられる取組  
 :実施済みの取組

資料-6-2

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)		北陸地整	石川県	金沢地方気象台	小松市	能美市
1. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組						
■情報伝達、避難計画等に関する取組						
⑤水位予測の検討及び精度の向上、ダム運用を考慮した洪水予測システムの構築により、ダムの危機管理型運用を実現	B,M	・現状予測期間(～3時間) ・更に数時間(4～6時間程度)先も含め水位予測の精度向上の検討・システム改良を行う。	H28年度から検討	・洪水予測に必要な情報提供を行う	H28年度から実施	
		・洪水予測(水害リスクライン)精度向上に向け検討中 ・【R2.6】自治体向けの水害リスクラインについて情報提供	H30～	・国の洪水予測検討に必要となる、県観測の雨量データなどを提供。	引き続き実施	
⑥水害危険性の周知促進(洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川における洪水浸水想定区域図・ハザードマップの作成・公表)	X			・市町の役場等に係る河川のうち、現在、水位周知河川に未指定の河川について、追加指定の検討する。	平成30年度から順次実施	・水害危険性の周知については、洪水予報河川および水位周知河川以外の河川における洪水浸水想定区域図の作成・公表を受け、ハザードマップの作成を行っていく。
				・水害危険性の周知については、洪水予報河川および水位周知河川以外の河川における洪水浸水想定区域図の作成・公表を行っていく。	引き続き実施	
⑦円滑な避難活動や水防活動を支援するため、CCTVカメラ、簡易水位計や量水標等の設置	L,J	・簡易水位計の設置 ・CCTVカメラの設置	H28年度から順次整備	・水位計・量水標等の設置の検討	順次実施	
		・簡易水位計を8箇所に設置完了 ・簡易型CCTVカメラを4箇所に設置 ・簡易型CCTVカメラを4箇所に設置し、静止画のWeb配信をR3.3月に実施	・H30年10月 ・R2年2月 ・R3年3月	・簡易水位計および簡易型河川監視カメラを10箇所に設置 梯川(指定区間)・鍋谷川・日用川・仏大寺川・郷谷川・木場湯・粟津川・館谷川・光谷川・西俣川	引き続き実施	
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組						
①自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	A	・重要水防箇所等の共同点検を実施	順次毎年実施	・重要水防箇所等の共同点検を実施	順次実施	・河川管理者と地域住民等で重要水防箇所等の共同点検を実施する。
		・【R4.6.2】重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き実施	・【R4.6.2】重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き実施	・国土交通省重要水防区域パトロールに参加【R4.6.2】
②小中学校等における水災害教育を実施、防災教育の促進・充実	A	・市町の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。	引き続き実施	・市町の要請があった場合は、出前講座等を行っていく。	順次実施	・普及啓発教材の提供により学校での普及啓発を支援。
		・梯川手作り学習館に水害対応体験コーナーを設置し、防災学習を支援 ・【R4.9.16】小松市立串小学校 ・【R4.9.27】小松市立安宅小学校 ・【R4.10.27】小松市立稚松小学校 ・【R4.11.22】石川県立小松特別支援学校の児童・生徒を対象に、防災学習を実施	引き続き実施	・市町の要請があった場合は、出前講座等を行っていく。	引き続き実施	・配布資料を作成し、内容検討中 引き続き実施
						・小中学校での水害教育を実施。
						・小中学校での水害教育を実施。
						・小学校の社会科の副教材として「わが家の防災ファイル」水害対策を引用し活用する。 ・梯川手作り学習館のしごと体験参加【H31.3.10】
						各小中学校及び高校から要請があった場合、出前講座を行う。
						【R1.8.1】小学生を対象とした手取川アウトドア教室に参加。 【H28.6月】防災センターに手取川水害資料の常設展示開始
						①設置済 ②R5年度
						設置済 【平成30年4月】ケーブルテレビで配信開始
						順次毎年実施
						パトロールは毎年参加
						随時
						随時

凡例 上段：各機関の具体的な取組  
下段：取組の進捗状況

：着手していると考えられる取組  
：実施済みの取組

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)	北陸地整	石川県	金沢地方気象台	小松市	能美市						
1. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組											
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組											
③出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催、マイタイムライン普及促進	A,F	・市町の要請により、出前講座等を積極的に行っていく。	引き続き実施	・市町の要請があった場合は、出前講座等を行っていく。	順次実施	・県や市町等行政機関や学校、各種団体から要請があった場合、出前講座、講演、防災訓練へのオブザーバー派遣等を実施。	引き続き実施	・自主防災訓練や防災研修会、出前講座等を活用し、水防災等に関する説明を実施する。	引き続き実施	町会、各種団体から要請があった場合、出前講座を行う。	随時
		・【R4.6.10、R4.6.17、R4.6.24、R4.11.22】小松市立丸内中学校の生徒を対象に、防災学習を実施	引き続き実施	・住民や市町からの要請があった場合は、出前講座等を行っていく。 H30年度：1件、R1年度：4件、R2年度：6件 ・防災士を対象としたセミナーを実施 H31.3.3 小松会場で実施 R2.1.25 小松会場で実施 R3.2.23 小松会場で実施 R5.2.19 能美市会場で実施	引き続き実施	・引き続き、出前講座、講演、防災訓練へのオブザーバー派遣等を実施。	引き続き実施	・消防本部や小松防災士の会と連携し、講習会等を実施しているが、今後は、自主防災訓練時や防災講話等での出前講座の活用を図っていく。	引き続き実施	各種団体、学校や町会・町内会から出前講座の要望を受けて実施 洪水に関する出前講座、H29年度2団体、H30年度11団体、令和元年度7団体、令和2年度10団体、令和3年度13団体、令和4年度16団体	随時
④住民や旅行者を含めた防災意識の喚起に資する「まるごとまちごとハザードマップ(モデル地域)」の設置、災害リスクの現地表示	D,F I	・市町が作成するまるごとまちごとハザードマップへの情報提供	順次実施	・市町が整備するまるごとまちごとハザードマップへの情報提供	順次実施			・浸水想定区域図等の公表後、ハザードマップの見直しの際に検討する。	H29年度から実施		
		・市町の求めに応じて、情報提供を行う。	順次実施	・【H30.7.26】前川、八丁川、鍋谷川において、想定最大規模も含めた洪水浸水想定区域図を公表。 ・「まるごと・まちごとハザードマップ実施の手引き」等を参考に、市町へ情報提供を行う。	引き続き実施		国土交通省が推進する「まるごとまちごとハザードマップ」の取組みとして、梯川・新堀川水系流域164箇所にて想定浸水深表示標識を設置	R3年度実施			
⑤効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H28年度から実施	・水害防止啓発用チラシを作成している。県民へ広く周知していく。	引き続き実施	金沢河川国道事務所と連携し「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H28年度から実施	・北陸地整や石川県からの情報提供後、「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布。	H29年度から実施	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	北陸地整や石川県からの情報提供後に検討
		・浸水想定区域パンフレット作成・配布 ・出水期前の「広報かけはしがわ」にて洪水に対する啓蒙啓発を実施	引き続き実施	・新聞や県のテレビ広報番組を活用した、平時からの水防災情報の周知・教育 ・水防団員を対象とした水防災情報の利活用に関する勉強会の実施 ・ハザードマップの活用方法をわかりやすく解説したリーフレットを作成・周知(H30.11~) ・各種の防災情報を警戒レベルに対応させたリーフレットに改良し作成・周知(R01.10~) ・警戒レベルの推奨配色に対応させたリーフレットに改良し作成・周知(R02.7~) ・避難情報の改定に対応させたリーフレットに改良し作成・周知(R03.7~) ・リーフレットの内容を説明する動画を作成・ホームページに公開(R03.10~)	引き続き実施	・必要に応じ、関係機関と連携し作業を支援する。	随時実施	・北陸地整や石川県からの情報提供後、効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報を市民へ周知する。	H29年度から実施	洪水ハザードマップの完成に合わせて、各種災害統合版のマップ及び防災情報を盛り込んだ防災ガイドブックを全戸配布	令和元年度実施

凡例 上段：各機関の具体的な取組  
下段：取組の進捗状況

：着手していると考えられる取組  
：実施済みの取組

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)	北陸地整	石川県	金沢地方気象台	小松市	能美市						
1. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組											
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組											
⑥住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実、避難訓練の住民参加促進、地域防災力向上のための人材育成等、共助の仕組みの強化	K				・自主防災組織の結成率は100%であり、今後は防災訓練の実施率を向上させていく。 ・自主防災組織のランクアップ(5段階評価)を実施 ・自主防災組織のリーダーとなる防災士は毎年80名、しみん救護員は毎年100名の養成を目指す。 ・全26校下地区に避難所運営協議会を設立し、地域住民による避難所運営を目指す。	引き続き実施	・自主防災組織の結成率100%を目指し、町内会に働きかけるとともに積極的な育成に取り組む。 ・自主防災組織のリーダーとなる防災士の育成を図っていく。	引き続き実施			
					各自主防災組織において、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した訓練・研修等を実施。  防災士は909名(194町内(76.3%)女性244名(26.5%)外国人19名)(R5.3末)  しみん救護員734名(155町内63.2%)女性352名(47.9%)  避難所運営協議会 26/26校下地区設立(R4.3末)	引き続き実施	74町会の内74町会結成済み。【R5.1末現在】  能美市の防災士数342人【R5.1末現在】。 令和4年度は38人を県の自主防災リーダー育成講座で育成。	引き続き実施			
⑦浸水実績等の把握・水害リスクの周知	X		・浸水実績等に関する情報を共有し、市町において住民等に水害危険性を周知できるよう支援する。 (浸水実績図の作成)	順次実施			住民等に水害危険性を周知できるよう検討する。	平成30年度から検討	住民等に水害危険性を周知できるよう検討する。	平成30年度から検討	
			・【H30.3】浸水実績図を作成。浸水実績等に関する情報を共有し、市町において住民等に水害危険性を周知できるよう支援する。	引き続き実施			住民等に水害危険性を周知できるよう検討する。	平成30年度から検討	住民等に水害危険性を周知できるよう検討する。	令和元年度から検討	
1. ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組											
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組											
①外水・内水氾濫に対応した水防活動の連絡体制の確保や、実働訓練の実施、水防活動の担い手の確保	N	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県・市・町と共同で情報伝達訓練を実施する。	引き続き毎年実施	・情報伝達訓練の実施	引き続き毎年実施	・情報伝達訓練への支援	引き続き毎年実施	・災害緊急メール等のプッシュ型情報伝達手段を活用し情報伝達する。 ・河川管理者と市、消防本部、水防団の連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	随時	・各種警報が発令されたとき、迅速に対応できるよう配備体制に準じて班単位でパトロールを実施 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き実施
		・【R4.6.2】手取川・梯川重要水防区域パトロールを開催  ・【R4.4.26】水害を想定した情報伝達の演習を実施  ・【R5.5.20】水防工法研修会を開催	引き続き毎年実施	・【R4.6.2】手取川・梯川重要水防区域パトロールに参加  ・【R4.4.26】水害を想定した情報伝達の演習に参加  ・【R4.5.28】水防工法研修会に参加	引き続き毎年実施	・【R4.4.26】洪水対応演習の実施  ・【R4.6.2】手取川・梯川重要水防区域パトロールへの参加  ・【R4.5.28】水防工法研修会への参加	引き続き毎年実施	・災害緊急メール等を活用し水防団等へ情報提供を実施する。 ・関係機関からの洪水予報、水防警報等の情報伝達の演習【R4.4.26】 早朝招集訓練の実施【R4.5.25】 手取川・梯川総合水防演習参加【R5.5.20】	引き続き実施	【R4.4.26】防災訓練(情報伝達)に参加(国)  【R4.6.2】手取川・梯川重要水防区域パトロールに参加	引き続き実施
②自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所合同巡視の実施	L,M N	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施	・出水期前に市町や水防団等と重要水防箇所の合同巡視への参加	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	・出水期前に国県市町や水防団等と重要水防箇所の合同巡視への参加	引き続き毎年実施
		・【R4.6.2】重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施	・【R4.6.2】重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施	・【R4.6.2】重要水防箇所等の合同巡視への参加	引き続き毎年実施	・国土交通省重要水防区域パトロールに参加【R4.6.2】	引き続き実施	【R4.6.2】手取川・梯川重要水防区域パトロールに参加	引き続き毎年実施



凡例 上段：各機関の具体的な取組  
下段：取組の進捗状況

：着手していると考えられる取組  
：実施済みの取組

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)		北陸地整	石川県	金沢地方気象台	小松市	能美市					
1. ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組											
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組											
③毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	P,Q	・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き毎年実施	・水防管理団体が行う訓練への参加 ・水防訓練の実施	引き続き毎年実施	・関係機関等の要請により、訓練への支援	引き続き実施	・水防管理団体が行う訓練への参加。 ・水防活動時を想定した参集訓練実施。 ・毎年、出水期前に水防訓練を実施。 ・毎年行っている水防訓練の内容を見直し、実働水防訓練を実施。	引き続き毎年実施	・水防管理団体が行う訓練への参加 ・毎年、出水期前に水防訓練を実施 ・毎年行っている水防訓練の内容を見直し、実働水防訓練を実施	引き続き毎年実施 出水期前
		・【R4.4.26】洪水対応演習を実施し、県、市町との連携を確認。	引き続き毎年実施	・【R4.4.26】洪水対応演習に参加	引き続き毎年実施	・【R4.4.26】洪水対応演習を実施し、県、市町との連携を確認	引き続き実施	・手取川・梯川・石川海岸水防連絡会主催 水防工法講習会参加【R5.5.20】洪水対応演習参加【R4.4.26】	引き続き実施	【R4.4.26】防災訓練(情報伝達)に参加(国)	引き続き毎年実施 出水期前
④水防活動の担い手となる水防団・水防協力団体の募集・指定を促進、水防に関する広報の充実	O,Q					・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。	引き続き毎年実施	・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。	引き続き毎年実施		
						・消防団員募集ポスターの掲示や消防団員が作成する機関誌の発刊。 ・各種イベント会場での団員募集活動 ・「広報こまつ」・HPによる募集広告。	引き続き実施	広報誌などを活用した広報活動 各種イベント会場での団員募集活動	引き続き毎年実施		
⑤国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	P	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防工法講習会に参加。	引き続き実施	・水防工法講習会に参加。	引き続き実施	・水防工法講習会に参加	引き続き実施
		・【R5.5.20】水防工法研修会(会場：川北町)を開催(毎年実施)	引き続き実施	・【R4.5.28】水防工法研修会に参加	引き続き実施	・【R5.5.20】水防工法研修会に参加	引き続き実施	・【R4.5.28】水防工法研修会の参加	引き続き実施		
⑥新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	M,P,Q	・水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施 ・新技術(水のう等)を活用した資機材等の配備	引き続き実施 ・H28年度から検討	・水防資機材の配備状況の確認・整備 ・新技術を活用した水防資機材等の配備を検討する。	引き続き実施 ・H28年度から検討	・水防倉庫及び倉庫内備品の点検。	随時	・水防倉庫及び倉庫内備品の点検。 【R4.6.2】水防倉庫及び倉庫内備品の点検。	随時	・水防倉庫及び倉庫内備品の点検(能美市役所)	随時
		・【R4.6.2】重要水防区域/パトロールで資材の配備状況を確認し、各市町と情報を共有	引き続き実施	・【R4.6.2】水防資材配備状況確認 ・吸水性土のうを試験的に導入	引き続き実施 ・H28年度から検討						
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組											
①要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施、避難訓練の実施	K	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行う際の技術的な助言を行う	引き続き実施	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成、避難訓練を行う際の技術的な助言を行う	順次実施	・要配慮者施設における早い段階での災害情報の提供。 ・浸水想定区域図等の公表後に要配慮者施設における避難計画策定や避難訓練の支援する。	H28年度から実施	・浸水想定区域図等を基に、危険地域の要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。	引き続き実施 H29年度から実施		
		・【H29.1.15】梯川の氾濫を想定したDMAT局地災害対応力向上研修会を支援 ・各市町の地域防災計画作成支援のための資料を作成【H30.11幹事会】	引き続き実施	・【H29.4.21】洪水時等に適切な避難行動がとられるよう要配慮者利用施設の管理者に対して説明会を実施 ・【R3.10.1】高齢者等の避難の実効性確保のための研修会を開催(県内福祉施設職員、市町職員等)	引き続き実施		・避難確保計画作成義務対象施設数 121施設(地域防災計画記載施設数) ・避難確保計画作成届出施設数 121施設	H30年度完了	・地域防災計画掲載予定 4施設 ・避難確保計画作成数 4施設	平成30年度から実施 引き続き実施	

凡例 上段：各機関の具体的な取組  
下段：取組の進捗状況

：着手していると考えられる取組  
：実施済みの取組

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)	北陸地整	石川県	金沢地方気象台	小松市	能美市					
1. ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組										
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組										
②大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	I	・大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う	引き続き実施	・大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う	順次実施		水害対策等の啓発活動を行う。	H29年度から実施	水害対策等の啓発活動を行う。	引き続き実施
		・大規模工場等が地域防災計画に定められた場合には、浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う	引き続き実施	・大規模工場等が地域防災計画に定められた場合には、浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う	順次実施			水害対策等の啓発活動を行う。	H29年度から実施	水害対策等の啓発活動を行う。
1. ソフト対策の主な取組 ③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化										
■救援・救助活動の効率化に関する取組										
①大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	E,S	・広域支援拠点等の検討支援	H28年度から検討	・広域支援拠点等の検討に対する助言を行う	順次実施		・浸水想定区域図等の公表後に広域支援拠点等の配置等を検討する。	H28年度から検討	・10箇年計画による各種備蓄品の整備 ・浸水想定区域図等の公表後に広域支援拠点等の配置等を検討	平成29年度から10箇年計画 H29年度から検討
		・R2年度に復旧活動の拠点等配置計画を検討済み	R2年度完了	・広域的な水防資材の確保・調整等を行う	順次実施		・浸水範囲及び浸水深から想定される避難対象地域住民の避難計画を検討する中で、避難所や備蓄品の広域支援拠点の配置について検討する。	引き続き実施	備蓄計画に基づき各種備蓄品を整備し、備蓄倉庫内に配置。 地域防災計画中の物資集積拠点を見直し、4施設を指定	平成30年度見直し H30年度実施済み
■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施										
①大規模水害を想定した浸水継続時間の短縮を図るための排水計画の作成	S,T	・排水機場、樋門、排水路等の情報を踏まえ排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討	H28年度から検討	・梯川排水計画(案)の検討に協力	順次実施		・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定	H29年度から検討		
		・排水計画を検討済み	R2年度完了	・梯川排水計画の検討に協力	R2年度完了		・国交省主催 樋管操作講習会に参加【R4.6.1】	引き続き毎年実施		
②関係機関が連携した排水計画に基づく排水訓練の実施	T	・実践的な操作訓練や排水計画に基づく排水訓練の検討及び実施 ・水防管理団体が行う水防訓練等への参加	H28年度から実施	・排水ポンプ車の実働訓練の参加	引き続き実施		・水防訓練と合同で実施を検討 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加	H28年度から実施		
		・毎年、排水ポンプ車操作訓練を実施	引き続き実施	・国交省主催 排水ポンプ車の実働訓練に参加していく	引き続き実施		・国交省主催 排水ポンプ車の実働訓練参加【H28.6.14】	引き続き毎年実施		

被害軽減の取組  
多様な主体による被害軽減対策に関する事項

着手していると考えられる取組  
実施済みの取組

資料-7-1

機関名	白山市	能美市	小松市	川北町	野々市市	金沢市
①市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	・対象施設あり	・対象施設あり	・対象施設あり	・対象施設あり	・対象施設あり	・対象施設あり
	・情報連絡体制あり	・情報連絡体制あり	・情報連絡体制あり	・情報連絡体制あり	・情報連絡体制あり	・情報連絡体制あり
	市職員防災マニュアルに情報伝達体制を記載	施設管理課が行う。	・浸水想定区域内に、市庁舎や災害拠点病院あり。止水板等で浸水対策を行い、電源を確保し通常の連絡体制で行う。	町職員防災対応マニュアルに情報伝達体制を記載。	・登録制メールとFAXによる関係機関への情報伝達体制を確立	・協議会等の場において、情報を共有し、各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について確認。
②市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	・対象施設あり	・対象施設あり	・対象施設あり	・対象施設あり	・対象施設あり	・対象施設あり
	・必要性あり	・必要性あり	・必要性あり	・必要性あり	・必要性あり	・必要性あり
	・非常用電源、貯水タンク、排水ポンプを設置済み ・市庁舎の非常用電源は地下にあるため、地上への移設を含め、対策を検討する。	・市庁舎の非常用電源や給水機能の確保対策に向けた調査を実施する。	止水板などを庁舎に設置し、浸水防止対策を行う。	非常用電源を整備済み。	・非常用電源が地下にあるが、予算の都合上改修は難しい	・市庁舎の一部で非常用電源等の設備を整備済

要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に関する進捗状況

機関名	白山市	能美市	小松市	川北町	野々市市	金沢市	
想定最大規模 L2	地域防災計画の見直し時期	令和4年3月に見直し済	令和3年2月26日	令和5年6月に見直し	令和3年3月までに見直し済	令和2年3月に見直し(対象施設を明記) ※以降、新規施設を随時追加	令和3年5月末までに見直し済
	R3年度末時点の進捗状況	・対象施設 : 180箇所 ・作成済施設 : 159箇所	・対象施設 : 66箇所 ・作成済施設 : 66箇所	・対象施設 : 121箇所 ・作成済施設 : 121箇所	・対象施設 : 12箇所 ・作成済施設 : 10箇所	・対象施設 : 105箇所 ・作成済施設 : 105箇所	・対象施設 : 757箇所 ・作成済施設 : 757箇所
	R4年度の実施内容	未提出の施設に対し、計画の作成・報告を依頼予定	全施設作成済み	地域防災計画掲載済み	各施設に説明を完了	対象施設に対して、避難確保計画の作成等について、説明資料を送付し周知をおこなった。	浸水想定区域拡大により、新規に避難確保計画作成が義務化される施設への通知。未作成の対象施設について、引き続き通知や個別指導を実施。
計画規模 L1	地域防災計画の見直し時期	令和4年3月に見直し済			令和3年3月までに見直し済	令和2年3月に見直し	
	R3年度末時点の進捗状況	当初よりL2を想定して対応中	当初よりL2を想定して対応済み	当初よりL2を想定して対応し全施設完了済み	・対象施設 : 12箇所 ・作成済施設 : 10箇所	・対象施設 : 7箇所 ・作成済施設 : 7箇所	当初よりL2を想定して対応
	R4年度までの実施内容	当初よりL2を想定して対応中	全施設作成済み	当初よりL2を想定して対応し全施設完了済み	各施設に説明を完了	L2を想定した計画作成に移行	当初よりL2を想定して対応

要配慮者利用施設における避難訓練の実施状況

機関名	白山市	能美市	小松市	川北町	野々市市	金沢市
R3年度末までの実施状況	・対象施設 : 180箇所 ・実施済施設 : 159箇所	・対象施設 : 66箇所 ・実施済施設 : 57箇所	・対象施設 : 122箇所 ・実施済施設 : 14箇所 ※R5.3.31時点	・対象施設 : 12箇所 ・実施済施設 : 10箇所	・対象施設 : 105箇所 ・実施済施設 : 71箇所	・対象施設 : 757箇所 ・実施済施設 : 757箇所
R4年度までの実施内容	避難訓練の実施及び結果報告を依頼予定	・対象施設 : 66箇所 ・実施済施設 : 60箇所	訓練未実施施設に訓練の実施を指導していく	引き続き避難訓練の実施を呼びかける	引き続き避難訓練の実施を呼びかける	訓練未実施施設に訓練の実施を指導していく

住民のマイ・タイムラインの作成等の取り組み状況

機関名	白山市	能美市	小松市	川北町	野々市市	金沢市
R3年度末までの取り組み状況	令和2年6月チラシを全戸配布及びホームページ公表(洪水ハザードマップ内にも掲載)	住民向けの講習会を開催 令和3年3月、令和3年7月	記載作成型のマイタイムラインのチラシを全戸配布し作成の案内を行う。 (令和2年5月全戸配布完了)	なし	令和2年5月全戸配布完了(ハザードマップと同時に配布)ホームページに掲載 広報6月号で周知(令和3年)	ホームページにより、マイタイムラインの作成を周知・引き続き防災出前講座の中で、周知を実施
R4年度までの実施内容	予定なし	住民向けの講習会を開催 令和5年2月	引き続きマイタイムライン作成の周知を行っていく。	マイタイムライン作成の周知を行っていく。	広報6月号で周知(令和4年)	継続

事務連絡  
令和5年4月7日

各都道府県 水防担当課長 殿  
各都道府県 砂防担当課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局  
河川環境課水防企画室 課長補佐  
砂防部砂防計画課地震・火山砂防室 企画専門官

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援資料の周知  
及び訓練実施の促進について

要配慮者利用施設において、大雨の際に円滑かつ迅速に避難を行うため、水防法及び土砂災害防止法では、市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成、訓練の実施及びそれらを市町村長に報告することが義務付けられています。

今般、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び訓練実施を促進するため、下記の通り避難確保計画の作成や訓練について分かりやすくポイントをまとめたリーフレット及び動画を作成したほか、施設における訓練の実施にあたっての留意事項を取りまとめましたので、貴管内市町村に周知し、施設管理者等の適切な対応を促すようお願いいたします。

記

1. リーフレット及び動画の作成について

国土交通省の「避難確保計画の作成・活用の手引き」の内容を簡潔にまとめた、以下のリーフレット及び動画を作成しましたので、施設管理者等の避難確保計画作成や訓練実施の促進にご活用いただきますようお願いいたします。

① リーフレット「避難確保計画の作成・活用について」

要配慮者利用施設の管理者等向けに、避難確保計画及び訓練の必要性や具体的内容について理解してもらうことを目的としたリーフレットです。

国土交通省の「避難確保計画の作成・活用の手引き」の内容を踏まえ、避難確保計画に定めるべき項目や、それを定める際の留意点等を簡潔にまとめているほか、訓練の種類や実施方法について掲載しています。

② リーフレット「水防法・土砂災害防止法が改正されました」

令和3年の水防法、土砂災害防止法の改正内容について解説するとともに、それらに定められた以下の内容について説明しています。

- ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成
- ・避難訓練の実施・防災教育の実施
- ・市町村による助言・勧告について

「都道府県・市町村職員向け」、「施設の所有者・管理者向け」の2種類があります。

### ③ 動画「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント」【別紙】

避難確保計画を作成する要配慮者利用施設の管理者等及びその計画を確認し助言等を行う市町村職員向けに、避難の実効性を確保する上で注意すべきポイントについて理解を深め、計画の充実・改善を図っていただくことを目的とした学習用動画です。

この動画では、国土交通省の「避難確保計画の作成・活用の手引き」、「計画様式」や「チェックリスト」に沿って、避難確保計画に定めるべき項目ごとの留意点について分かりやすく解説しています。

URL : <https://youtu.be/Va400F33ucs> 【国土交通省 YouTube】

## 2. 訓練の実施について

市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設が、訓練を実施しその結果を市町村に報告することは水防法及び土砂災害防止法に基づく義務であり、原則として年1回以上実施するよう通知しているところ、今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に見直される予定であることも踏まえ、あらためて施設管理者等に対し適切な実施を促していただくようお願いします。

なお、訓練の実施方法については、立退き避難や屋内安全確保を実際に行う実地訓練のほか、施設職員による情報収集や情報伝達等の訓練、地図等を活用して避難路の検討を行う等の図上訓練などがあり、施設利用者の負担等を考慮して、訓練方法や参加人数を工夫することも可能であるとして、上記リーフレットにおいてもその旨記載していますので申し添えます。

#### 【問合せ先】

国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課水防企画室 課長補佐 深町 (内線 35439)

津波水防係長 古橋 (内線 35457)

TEL : 03-5253-8111 (代表) FAX : 03-5253-1603

砂防部砂防計画課地震・火山砂防室 企画専門官 竹島 (内線 36152)

地震対策係長 鈴木 (内線 36154)

TEL : 03-5253-8111 (代表) FAX : 03-5253-1610

国土交通省ウェブサイト「要配慮者利用施設の浸水対策」

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>

# 避難確保計画作成支援動画

## 「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・確認のポイント」

別紙

- 避難確保計画を作成する施設管理者等、及びその計画を確認し助言等を行う市町村職員向けに、避難確保計画の作成又は確認時に、避難の実効性を確保する上で基本となるポイントや注意すべきポイントについて理解を深め、計画の充実・改善を図っていただくことを目的とした学習用動画。
- 国土交通省で公表している「計画様式」や「チェックリスト」に沿って、項目ごとの留意点について分かりやすく解説しています。

URL: <https://youtu.be/Va4O0F33ucs> 【国土交通省 YouTube】



### 【動画の画面例】

**要配慮者利用施設における  
避難確保計画の作成・確認のポイント**

令和5年3月  
国土交通省水管理・国土保全局  
河川環境課・砂防計画課

**【計画様式】**

社会福祉施設  
避難確保計画

施設名: ○○○ホーム

2022年4月作成

**【チェックリスト】**

避難確保計画の作成状況

項目	確認事項	確認状況
1	避難確保計画の作成状況	作成済
2	避難確保計画の更新状況	更新済
3	避難確保計画の公表状況	公表済
4	避難確保計画の周知状況	周知済
5	避難確保計画の見直し状況	見直し済
6	避難確保計画の点検状況	点検済
7	避難確保計画の点検結果	点検結果
8	避難確保計画の点検結果	点検結果
9	避難確保計画の点検結果	点検結果
10	避難確保計画の点検結果	点検結果
11	避難確保計画の点検結果	点検結果
12	避難確保計画の点検結果	点検結果
13	避難確保計画の点検結果	点検結果
14	避難確保計画の点検結果	点検結果
15	避難確保計画の点検結果	点検結果
16	避難確保計画の点検結果	点検結果
17	避難確保計画の点検結果	点検結果
18	避難確保計画の点検結果	点検結果
19	避難確保計画の点検結果	点検結果
20	避難確保計画の点検結果	点検結果

※ 計画様式やチェックリストは、所在する市町村で各自で用意している場合があります。

**2. 災害リスク等の確認**

様式1-3 施設が有する災害リスク

水害(洪水、雨洪水)	浸水深、浸水継続時間	0.5m~3m 1日~3日未満
洪水出水	浸水深	0.5m~1m
高潮洪水	浸水深	0.5m~3m
津波	浸水深	2m
土砂災害	浸水深	50分

土砂災害  
土砂災害特別警戒区域 該当なし 該当(以下の該当する分類に)  
土砂災害警戒区域 がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)  
土石流  
地すべり(地滑り)

**5. 避難誘導**

様式4-6 避難誘導

避難誘導	避難方法	避難所要時間	避難誘導係
洪水	避難方法	避難所要時間	避難誘導係
浸水	避難方法	避難所要時間	避難誘導係
高潮洪水	避難方法	避難所要時間	避難誘導係
津波	避難方法	避難所要時間	避難誘導係
土砂災害	避難方法	避難所要時間	避難誘導係

※ 原則、施設利用者の適切な誘導が確保できない場合は、指定避難場所に立退き避難をする。

**☑ 避難方法や避難に要する時間を確認**

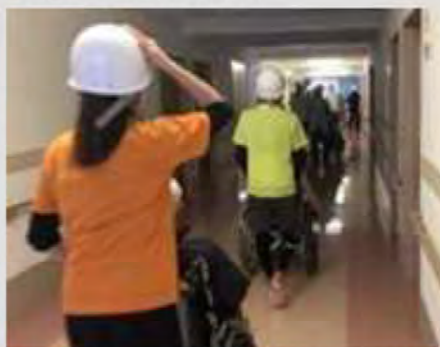
## 5. 防災教育及び訓練の実施に関する事項

- 原則、年に1度以上、防災教育と避難訓練を実施し、計画を見直すことが重要です。
- 避難訓練は、立退き避難や屋内安全確保を実際に行う実地訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練なども選択できます。実地訓練の場合は、参加者の負担を考慮して、複数日に分割して実施することもできます。
- 複数の種類の訓練に取り組むことによって、避難の実効性を高めるようにしましょう。
- 訓練後は、参加者全員で訓練の対応を振り返りましょう。振り返りは、以下の4つの観点で議論をすると効果的です。
  - ①何をしようとしたのか？ 例) 1時間以内に計画した避難先へ避難すること
  - ②実際には何が起きたのか？ 例) 全員の避難に1時間半かかった
  - ③なぜそうなったのか？ 例) 車両数が計画通り手配できなかった
  - ④次回すべきことは何か？ 例) 車両数が手配できない場合の協力先を設定する
- 訓練結果は市町村に報告することが**“義務”**づけられています。必ず報告してください。

■立退き避難訓練



■屋内安全確保訓練



■図上訓練



### point

- ✓ 避難確保計画における避難経路の安全性や避難手段(車両数や手配方法)、避難に要する時間などが適切か避難訓練等で確認しましょう
- ✓ 避難先に食料や必要な資機材が確保されているか確認しましょう

### 避難確保計画作成・避難訓練の実施が効果を発揮した事例

- 埼玉県川越市の川越キングスガーデンでは、過去の水害経験を踏まえ、洪水に対する避難確保計画を作成しており、毎年、避難訓練を実施していました。
- 令和元年の台風第19号においても、避難確保計画及び避難訓練で得たノウハウを活かして迅速な避難行動をとり、約100人の利用者と職員の全員が無事に避難できました。

### 【関連ホームページ】(国土交通省)

- ・避難確保計画の作成・活用の手引き
- ・記載様式
- ・チェックリスト 等

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisubou/bousai-gensai-suibou02.html>



- ・避難確保に関するeラーニング教材【動画】



<https://youtu.be/VtMlyW9Yow4>

- ・避難確保計画の作成・活用のポイント【動画】



<https://youtu.be/Va400F33ucs>

### 【問い合わせ先】

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室  
砂防部 砂防計画課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 電話 03-5253-8111 (代表)

(令和5年3月)

利用者の円滑かつ迅速な避難のために

## 要配慮者利用施設における 避難確保計画の作成・活用について



浸水想定区域や土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設※では、  
避難確保計画の作成・避難訓練の実施が**“義務”**づけられています。

※市町村地域防災計画に位置づけられた社会福祉施設、学校、医療施設等



国土交通省 水管理・国土保全局

「避難確保計画」は、水害や土砂災害に備え、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。

## 1. 基本的な事項・災害リスク

- まずは、通所・入所等の利用形態や建物の階数、施設職員・施設利用者の人数等、自身の施設の特性について確認しましょう。
- 次に、ハザードマップ等を用いて、施設が有する災害リスクを確認しましょう。

洪水		雨水出水
家屋倒壊等氾濫想定区域	浸水のおそれがある区域	浸水のおそれがある区域
土砂災害	津波	高潮
土砂災害(特別)警戒区域	浸水のおそれがある区域	浸水のおそれがある区域

**このオレンジ色の災害は、家屋倒壊・流失（家ごと流される）の危険があります！**

- point**
- ✓ 災害リスクは一つとは限りません。すべての災害リスクを把握し、災害に備えましょう
  - ✓ ハザードマップは、市町村が配布しているほか、市町村のホームページ等で確認できます
  - ✓ 国土交通省ハザードマップポータルサイト(<https://disaportal.gsi.go.jp/>)にある「わがまちハザードマップ」や「重ねるハザードマップ」もご活用ください

## 2. 防災体制に関する事項

- 限られた時間で迅速かつ確実に施設利用者を避難させるためには、**施設職員の役割分担を適切に定めておくことが重要です。**
- また、情報収集や情報伝達は、初動体制を確保するために重要であり、**収集する内容やその入手方法、伝達する内容と伝達先等をあらかじめ定めておくことが有効です。**

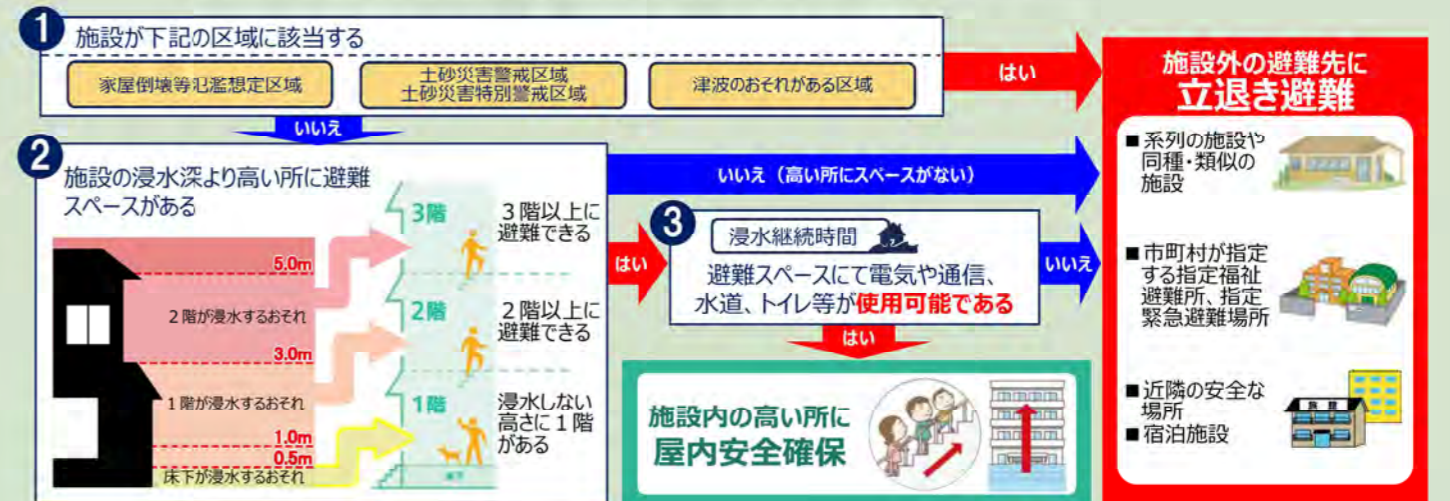


- point**
- ✓ 夜間や休日など、職員が不在・参集が難しい場合も想定した役割分担を検討しましょう
  - ✓ 必要に応じて、地域住民や利用者家族等の避難支援協力者を確保することも重要です

## 3. 避難場所に関する事項

- 確実な避難のためには、**災害の種類に応じた避難先を定めておくことが重要です。**
- 避難方法は、主に「立退き避難」、「屋内安全確保」があります。
- 不測の事態も想定して、避難先は複数の場所を選定しておきましょう。

<b>立退き避難</b> 基本の避難行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害リスクのある施設を離れ、施設外の避難先に避難することを言います。</li> <li>● 避難先は、系列の施設や他の類似施設、市町村が指定する指定（福祉）避難所、指定緊急避難場所等があります。</li> </ul>
<b>屋内安全確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設に災害リスクがあっても、浸水深より高い階に移動するなどによって、施設利用者の安全を確保できる場合は、施設内に留まって避難することもできます。</li> <li>● ただし、家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、津波のおそれがある区域の施設は、建物の倒壊等の危険があるため、原則、屋内安全確保を選択できません。</li> </ul>



- point**
- ✓ 避難先は、利用者のケアなどの必要な対応が可能であるか等を確認しましょう
  - ✓ 安全で確実な避難ルートを設定しましょう
  - ✓ 「屋内安全確保」を行う場合は、長時間の浸水に対応するための水や食料、医薬品等の備蓄品等を確保しましょう

## 4. 避難のタイミングに関する事項

- 避難開始は、原則として市町村から警戒レベル3高齢者等避難が発令された時です。
- 通所型の施設の場合は、事前休業を判断することが利用者の安全確保につながります。

警戒レベル	1	2	3	4	5
避難情報等	早期注意情報 (警報級の可能性)	大雨注意報 洪水注意報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
施設の行動	情報収集	● 日没までの避難完了 ● 前日の休業判断	避難開始	避難完了	

- point**
- ✓ 避難完了までに時間が必要な場合は、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令にとらわれず、早めの避難を開始しましょう
  - ✓ 夜間の避難は危険を伴うことから、夜間に災害が発生するおそれがある場合には、日没までに避難を完了するようにしましょう



# 水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

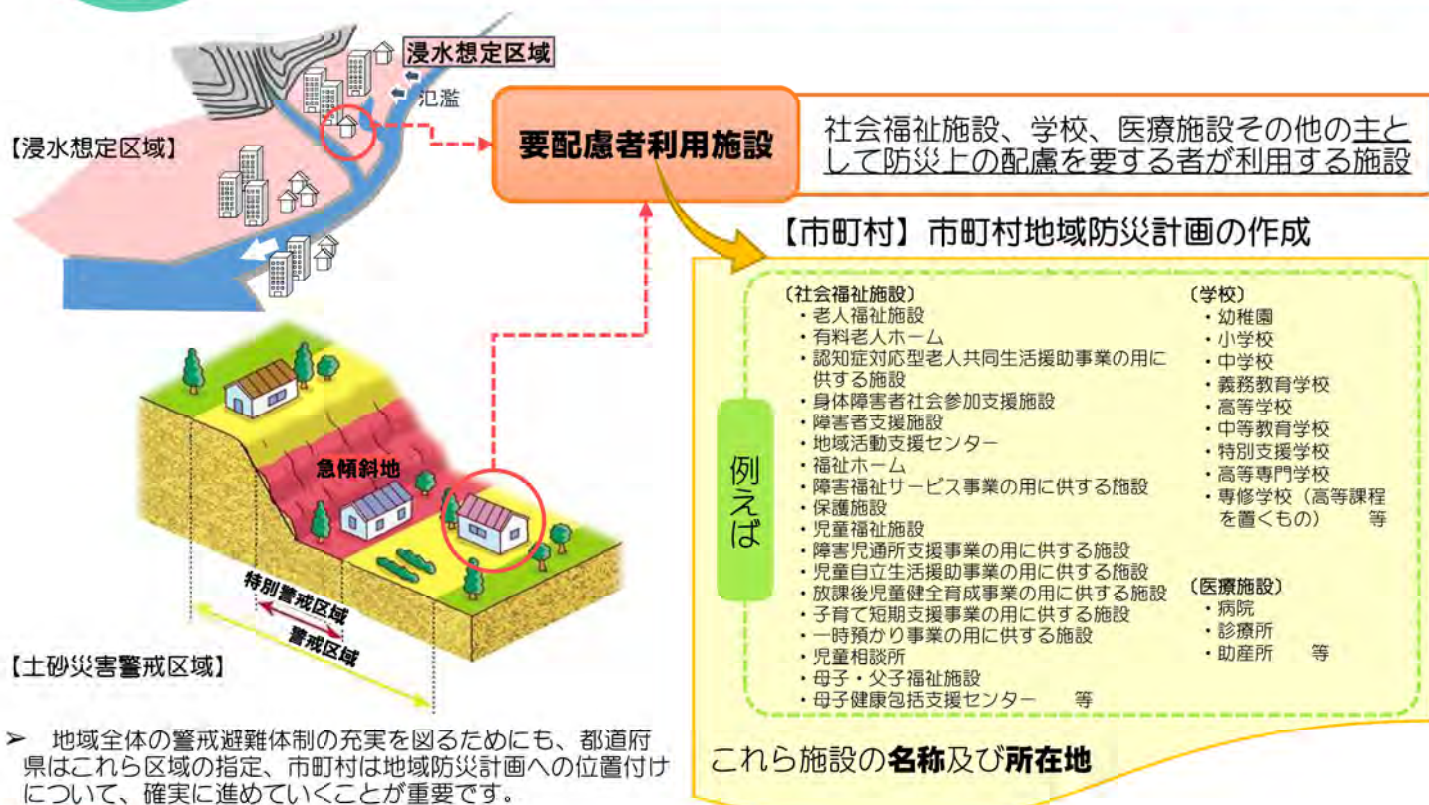
※ 土砂災害防止法の正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）

ポイント!

要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント【改正事項】

- ①避難確保計画の作成
- ②避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③**避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化**



1

## 避難確保計画作成の支援

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」については、国土交通省のホームページに掲載しています。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるときに、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために**必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 市町村は、要配慮者利用施設を**新たに市町村地域防災計画に位置付ける際に**、施設管理者等に対して水害や土砂災害の危険性を説明し、**避難確保計画の作成を促しましょう。**（既に「非常災害対策計画」や「消防計画」、「学校の危機管理マニュアル」などで、災害に対処する具体的な計画を定めている場合には、**既存の計画に避難確保計画に定める項目を加える**ことでも対応できます。）
- 避難確保計画の作成について、**各施設を担当する関係部局と防災部局等が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。

## 市町村長による指示及び公表

- 市町村長は、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、**期限を定めて作成することを求めるなどの指示**を行い、**正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表**することができるとなっています。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、**市町村長が指示・公表を行う際には、施設管理者等に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明**を行うことが望まれます。

## 2

### 避難訓練実施の支援

- 施設管理者等は、原則として年1回以上**避難訓練を実施し、市町村長に結果を報告することが義務づけられています。**
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、図面上でシミュレーションを行う訓練などがあります。
- 避難訓練結果を踏まえて、**避難確保計画を見直す**ことが重要です。

## 3

### 助言・勧告

※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

### 避難確保計画への助言・勧告

- 施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。
- 施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、国土交通省の**チェックリスト**※等を参考に、**市町村等の関係部局が連携して内容を確認し、必要に応じて助言・勧告**を行います。

### 避難訓練報告への助言・勧告

- 施設管理者等から避難訓練の報告があったときは、避難訓練の内容やそれに伴う避難確保計画の見直しについて、国土交通省の**チェックリスト**※等を参考に、**市町村等の関係部局が連携して内容を確認し、必要に応じて助言・勧告**を行います。



要配慮者利用施設でのより一層の避難の実効性確保に向け、関係部局が連携して支援することが重要です！

問い合わせ等

国土交通省 水管理・国土保全局

水防法関係

河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表）

国土交通省ホームページ [要配慮者利用施設の浸水対策](https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html)

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



# 水防法・土砂災害防止法が改正されました

～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

『水防法』及び『土砂災害防止法』の改正により、要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、避難訓練の報告が義務づけられるとともに、避難確保計画や避難訓練に対して市町村長が助言・勧告できる制度が創設されました。（令和3年7月16日改正法施行）



## 要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するためのポイント【改正事項】

- ① 避難確保計画の作成
- ② 避難訓練の実施に加えて、**市町村長への報告の義務化**
- ③ **避難確保計画・避難訓練に対する市町村長の助言・勧告の制度化**



※「浸水想定区域」とは、洪水・雨水出水・高潮により浸水が想定される区域であり、国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり都道府県が指定します。

### 要配慮者利用施設

とは…

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設です。

例えば

#### (社会福祉施設)

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設
- ・保護施設

#### ・児童福祉施設

- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター 等

#### (学校)

- ・幼稚園
- ・義務教育学校
- ・特別支援学校
- ・小学校
- ・高等学校
- ・高等専門学校
- ・中学校
- ・中等教育学校
- ・専修学校（高等課程を置くもの） 等

#### (医療施設)

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 等

※ 義務付けの対象となるのは、これら浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設のうち（津波は、津波災害警戒区域内にある施設のうち）、市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設です。

# 1

## 避難確保計画の作成

※「避難確保計画の作成・活用の手引き」を国土交通省のホームページに掲載していますので、計画作成の参考としてください。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがあるとき、**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた計画です。
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等の皆さまが主体的に作成**いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、施設利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを**共用スペースの掲示板などに掲載**しておくことも有効です。

## 2

## 避難訓練の実施・防災教育の実施



- 作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**することが義務づけられています。（原則として年1回以上実施しましょう）
- 避難訓練は、立ち退き避難や屋内安全確保を行う訓練のほかに、**図面上でシミュレーションを行う訓練**なども選択できます。施設利用者の負担も考慮し、回数や内容を工夫してください。
- 職員のほか、避難の協力者となっている消防団や近隣の企業、地域住民、利用者の家族なども**参加してもらおうようにしましょう**。
- **訓練後は振り返りを行い、避難確保計画の見直し**を行きましょう。
- **施設職員への防災教育**のためには、**市町村の研修会への参加、先進的な取組を実施している施設への見学等**の方法もあります。



避難体制のより一層の強化のためには、避難確保計画を作成し、毎年、避難訓練等を通じて内容を見直すことが重要です。

## 3

## 適切な助言・勧告を得るための報告



- 避難確保計画を作成・変更したときや、訓練を実施したときは、遅滞なく、**市町村長へ報告**する必要があります。
- 避難確保計画や避難訓練に関して**市町村から必要な助言・勧告**を受けることができますので、**適切な助言等**が得られるよう、報告の際には国土交通省の**チェックリスト**※等を添付して市町村に報告しましょう。

※チェックリストは、国土交通省のホームページに掲載しています。

## 問い合わせ等

市町村地域防災計画（避難場所・避難経路など）・ハザードマップに関すること  
施設の所在する市町村へお問い合わせください。

## 法律に関すること

水防法関係

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

土砂災害防止法関係

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

TEL：03-5253-8111（代表）

## 避難確保計画の作成・活用の手引き、チェックリスト等

国土交通省ホームページ

要配慮者利用施設の浸水対策



<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>



## 住民の理解と自らの行動につなげるための 情報発信についてメディア機関と共有・連携

近年の温暖化による災害の激甚化、頻発化が顕著となっている中で、国としても災害から国民のいのちと暮らしをまもるための防災減災、そして国土強靱化のための5か年加速化計画を進めています。これらの対策と合わせて、地域のリスク情報などを関係機関やメディアとの情報共有を通じて、住民等への情報伝達を行い、速やかな避難行動に結びつけて頂く事を目的に、情報提供と意見交換を行いました。



### 第1回 地域メディア連携協議会の概要

- 日時 令和4年6月14日(火) 10:00~11:30
- 場所 金沢河川国道事務所 2階会議室(Web会議併用)
- 参加団体 【行政機関】

金沢河川国道事務所(事務局)  
石川県、金沢地方気象台

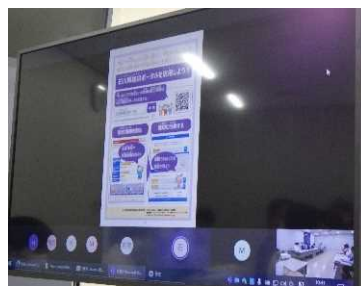
#### 【メディア機関】

NHK、北陸放送、石川テレビ放送、  
テレビ金沢、北陸朝日放送、  
金沢ケーブルテレビ、エフエム石川、  
北國新聞社

#### ●議事次第 ・情報提供

- (1) 金沢河川国道事務所
- (2) 石川県
- (3) 金沢地方気象台

#### ・意見交換



### 各機関からの主な意見

・「氾濫する可能性のある水位」に3時間先までに到達する見込みの場合に氾濫危険情報を発表することとなっているが、見込みの場合にはどのような内容で発表され、どこまで放送しても良いのかを示して欲しい。

・Webなどで情報を出す際には、正確に報道するため避難所や地域の読み仮名も情報として欲しい。



## 住民の理解と自らの行動につなげるための情報発信についてメディア機関と共有・連携

今年の出水期が終わり、今後本格的な冬季風浪シーズンをむかえるにあたり、住民へのより効果的な情報伝達を行うため、道路に関する雪害対策の説明会とあわせて、第2回地域メディア連携協議会を開催しました。

金沢地方気象台からは今年発生した線状降水帯の解説や、今後の気象の動向についての情報提供、金沢河川国道事務所からは石川海岸における冬季風浪時の水防活動等の取り組みや情報取得方法について説明し、令和4年8月豪雨に関する情報提供を行いました。



### 第2回 地域メディア連携協議会の概要

- 日時 令和4年11月18日(金)10:00~11:30
- 場所 金沢河川国道事務所 2階会議室(Web会議併用)
- 参加団体【行政機関】  
金沢河川国道事務所(事務局)、石川県、金沢地方気象台
- 【メディア機関】  
北陸放送、石川テレビ放送、北國新聞社、  
北陸中日新聞、エフエム石川
- 議事次第  
・情報提供  
(1)金沢地方気象台  
(2)金沢河川国道事務所  
・意見交換

### 各機関からの主な意見

- ・災害報道の伝え方について、災害後あまり時間をおかずに行政とメディアで課題を議論する場を設けた方が良い。
- ・ラジオではドライバーを意識しており、文字で伝えるのでは無いため耳からの情報では、地名等の読み仮名の正確性が重要。行政側が情報発信する際にはルビを付けて欲しい。
- ・昨年度実施した「現地視察会」が今年の洪水の際に知識として活かされたため、とても良い取り組みであった。
- ・記者会見は切迫した状況を伝えることが重要であることを踏まえると基本的に対面が良いが、緊急時は移動時間なども考えると、Web会議と併用が望ましい。



## ● 第1回 地域メディア連携協議会

日時: 令和5年6月14日(水) 10時~11時30分

場所: 金沢河川国道事務所 2F会議室(Web会議併用)

内容: 洪水期に向けた情報発信に関する意見交換  
手取川・梯川 流域タイムラインについて

## ● 現地視察会

日時: 令和5年8月下旬

対象: メディア報道担当者(記者、キャスター、アナウンサー含む)

内容: 「梯川緊急治水対策プロジェクト」の取り組みを現地で説明

## ● 第2回 地域メディア連携協議会

日時: 令和5年11月中旬

場所: 金沢河川国道事務所 2F会議室(Web会議併用)

内容: 冬季風浪、降雪期に向けた情報発信に関する意見交換

# 手取川・梯川流域タイムライン について

金沢河川国道事務所



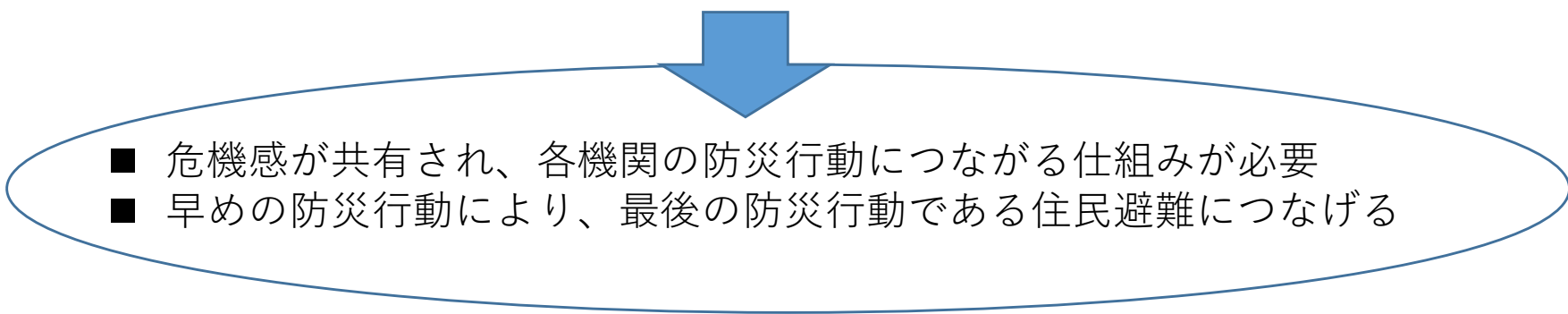
# 手取川・梯川 流域タイムラインの目的

## 【これまでの災害対応での課題】

- 流域内の各機関が縦割り型体制のために危機感が共有されにくい
- 情報・基準に依存した対応に陥り、現象後追い型の対応になってしまう

## 【令和4年8月豪雨での課題】

- 逃げ遅れや車移動中の孤立、道路冠水により避難できなかった等、住民避難に関する課題が浮き彫りとなった
- 従来の河川水位による基準に加え、雨量予測などによる早めの避難情報の発令が必要

- 
- 危機感が共有され、各機関の防災行動につながる仕組みが必要
  - 早めの防災行動により、最後の防災行動である住民避難につなげる

## 流域タイムライン

- 流域内の関係機関で危機感を共有できる体制構築
- 洪水発生前の早い段階から流域全体で危機感を共有 → 新たに「流域警戒ステージ」を設定
- 「流域警戒ステージ」に応じ、各機関において早めの防災行動に着手

※ 流域タイムラインは、市区町村が作成するタイムライン、マイ・タイムラインなどの世帯や地区毎に作成されるタイムラインなどと階層的かつ相互に連携して運用。

※ 国土交通省の防災業務計画において、避難情報に着目した水害対応タイムラインを複数の市町村を対象とした流域タイムラインに見直すこととなっており、本タイムラインも国土交通省防災業務計画に基づくものである。

# 流域タイムラインの概要

## 【対象とする災害】

台風接近・上陸、並びに前線停滞による「大雨」を対象

## 【流域警戒ステージ】

- 時期区分として「流域警戒ステージⅠ～Ⅳ」を設定。
- 流域警戒ステージⅠ～Ⅲでは、「台風進路予測、府県気象情報、台風説明会」（台風最接近の5～2日前）及び気象庁による予測降雨量（GSM、MSM）等に基づき、流域での危険度切迫を伝える情報を関係機関で共有し、早期の対応を実施。
- 流域警戒ステージⅣは、各機関が河川水位の上昇などにより、各機関の判断により従来の警戒レベルに基づく防災行動を実施。

※ 流域警戒ステージは、流域タイムライン構成機関のみで共有されるものであり、内閣府が定める「警戒レベル」とは異なるものである。

# 流域警戒ステージの移行

## 【発動・移行の判断】

- 金沢地方気象台からの降雨の見通し等により、金沢河川国道事務所と金沢地方気象台で調整。
- タイムライン参加機関からなる「流域タイムライン運用会議（以下「運用会議」という。）」を開催して判断。

## 【運用会議】

- TeamsによるTV会議で実施。（金沢河川国道事務所からメールで送付する会議用URLより各機関がミーティングに参加する。）
- できるだけ短時間（30分以内）で終了し、以下について情報共有・検討を実施。
  - (1) 気象概況・予想の説明
  - (2) 河川への影響
  - (3) 治水ダム操作状況及び今後の見通し・利水ダムの事前放流状況等
  - (4) 流域警戒ステージ移行の判断

# 流域警戒ステージの移行の基準（目安）

区分	時期	移行基準
流域警戒ステージⅠ 【危険性に注意を向ける】	概ね3～5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■台風：台風警戒区域に台風5～3日先予報円の一部が含まれ、かつ石川県の早期注意情報により警報級の可能性（以下、「警報級の可能性」とする。）が発表された時。</li> <li>■前線：前線の影響により警報級の可能性が発表された時。</li> </ul>
流域警戒ステージⅡ 【防災対応の方針を決定】	概ね2日前	<ul style="list-style-type: none"> <li>■台風：府県気象情報「石川県気象情報」（加賀）（以下、「府県気象情報」という。）で48時間以内に24時間降水量が多いところで150mm程度の雨量が予測された時。</li> <li>■前線：府県気象情報で48時間以内に24時間降水量が多い所で150mm程度の雨量が予測された時。</li> </ul>
流域警戒ステージⅢ 【防災対応を開始】	概ね1日前	<ul style="list-style-type: none"> <li>■台風・前線共通 台風説明会・大雨説明会が開催された時、又は気象庁のメソモデル（MSM）による流域平均雨量予測（39時間先までの予測）を基に、手取川又は梯川のいずれかの流域において洪水氾濫が発生するおそれがある雨量が予測された場合。 「洪水氾濫が発生するおそれがある雨量」の目安 <ul style="list-style-type: none"> <li>・手取川 鶴来地点上流域：340mm/24時間程度</li> <li>・梯川 小松大橋地点上流域：150mm/9時間程度</li> </ul> </li> </ul>
流域警戒ステージⅣ 【防災対応を実施】	当日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■台風・前線共通 氾濫注意情報（警戒レベル2）の発表基準に到達した場合。 （※運用会議やステージ移行の通知は実施しない。）</li> </ul>
流域警戒ステージ解除		<ul style="list-style-type: none"> <li>■台風・前線共通 流域内の水位観測所の水位が水防団待機水位以下に低下し、今後、大雨の恐れがなくなった場合。 （※運用会議は実施しない。）</li> </ul>

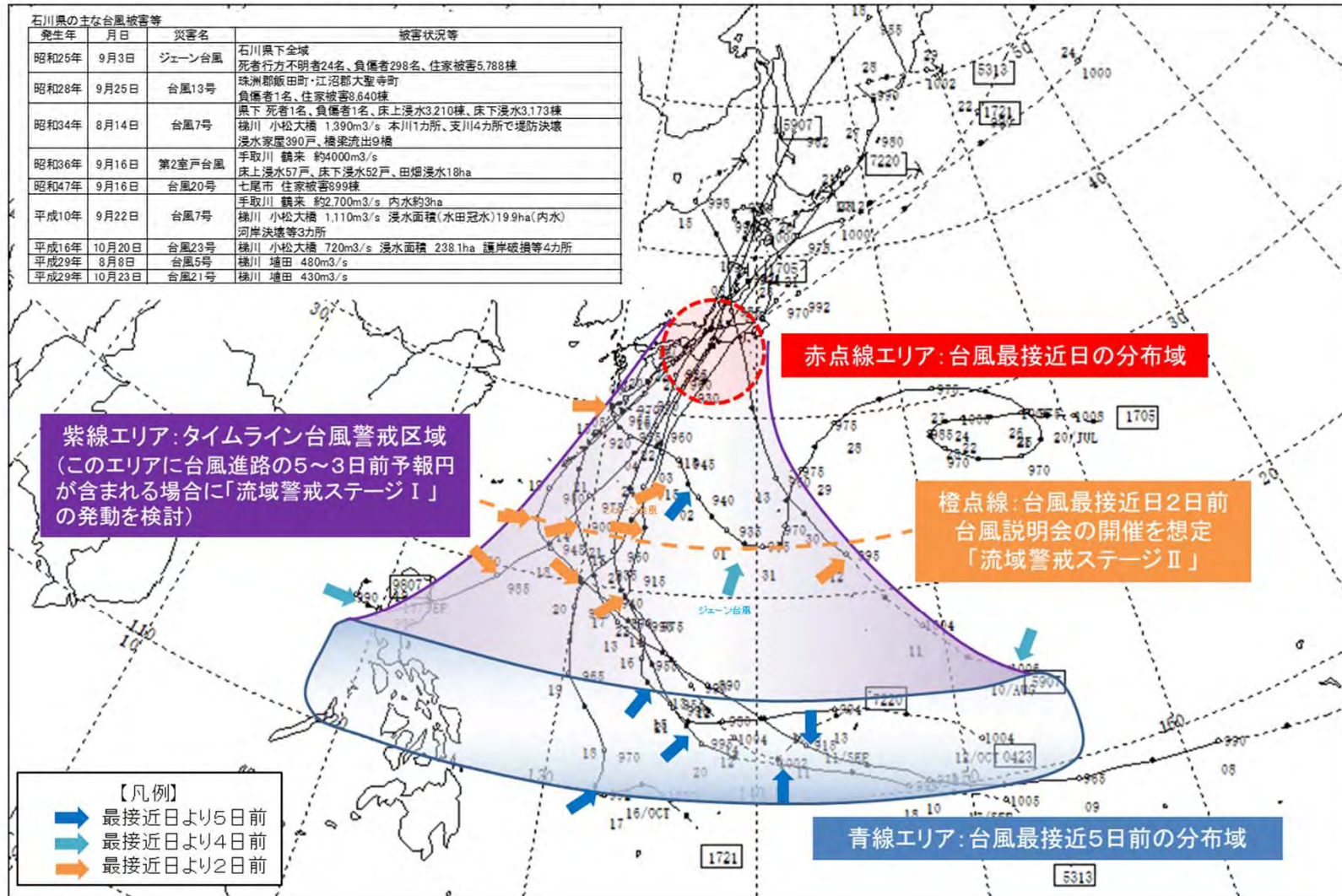
※ 本流域タイムラインは大規模洪水を対象に作成している。

※ 中小洪水（ピーク水位が氾濫注意水位程度）の場合、流域警戒ステージⅠ～Ⅲの基準に該当しないが流域警戒ステージⅣの基準に該当する場合がある。

# 「台風警戒区域」について

- 流域で過去に大きな影響をもたらした台風の進路経路図をもとに「台風警戒区域」を設定。
- 「台風警戒区域」に台風5~3日先予報円の一部が含まれ、かつ石川県の早期注意情報により警報級の可能性が発表された場合に「流域警戒ステージⅠ」を検討。

手取川・梯川流域タイムライン 台風警報区域図(案)



※昭和25年9月「ジェーン台風」は進路未記載。

# 流域警戒ステージ移行時の各機関の対応

## 防災行動目標

### 【流域警戒ステージⅠ】 ～災害の危険性に注意を向ける～

- 水害、土砂災害の危険性があることを組織内で共有する。
- 災害時の組織内の連絡体制・配備体制を確認する。
- 時間を要する防災対応については早めの準備を行う。
- 住民の避難について検討を行う。

### 【流域警戒ステージⅡ】 ～防災対応の方針を決定する～

- 水害、土砂災害の危険性が高まっていることを組織内で共有する。
- 災害時の組織内の連絡体制・配備体制の方針を決定する。
- 時間を要する防災対応については早めの行動を開始する。
- 住民の避難について方針を決定する。

### 【流域警戒ステージⅢ】 ～防災対応を開始する～

- 39 時間以内に水害、土砂災害の危険性が高まっていることを組織内で共有する。
- 災害時の組織内の連絡体制・配備体制を確立する。
- 防災対応について早めの行動を開始する。
- 住民の避難について準備を開始する。
- 住民への注意喚起を行う。

### 【流域警戒ステージⅣ】 ～防災対応を実施する～

- 各機関の計画に基づき水防・避難対応を実施する。
- 特に、避難対応については、キキクルによる危険度分布や、上流域の雨量や水位・カメラ画像情報を確認し、適切な避難情報発信及び避難所開設を実施する。



## 【各機関の防災行動】

- 流域警戒ステージ毎の各機関が行う「逃げ遅れゼロ」「被害の最小化」を目指す基本的な防災行動を「手取川・梯川流域タイムライン総括表」で整理。
- 具体的な防災行動の内容については、機関毎の防災行動計画（タイムライン）等で決定して実施。

# 流域警戒ステージ移行時の各機関の対応

## 手取川・梯川流域タイムライン総括表

令和5年5月時点版

各タイムラインステージの移行基準設定												
流域タイムラインステージ	流域警戒ステージⅠ (台風・前線予測)	流域警戒ステージⅡ (台風・前線・雨量予測)	流域警戒ステージⅢ (雨量予測)	流域警戒ステージⅣ (水位上昇)								
気象情報	台風性	台風警戒区域に台風5〜3日先予報内の一部が含まれ、かつ、警戒級の可能性が発表された場合	府県気象情報「石川県気象情報」(加賀)で、48時間以内に24時間降水量が多いところで150mm程度の雨量が予想された場合	MSM39時間先流域平均雨量予測を基に各流域において洪水氾濫が発生するおそれがある雨量が予想された								
	前線性	前線の影響により警戒級の可能性が発表された場合	府県気象情報「石川県気象情報」(加賀)で、48時間以内に24時間降水量が多いところで150mm程度の雨量が予想されたとき、運用会議を開催しステージ移行を判断	洪水氾濫が発生するおそれがある雨量の目安 ・手取川鶴来: 340mm/24時間 程度 ・梯川小松大橋: 150mm/9時間 程度								
発動/移行基準				<table border="1"> <tr> <th>(氾濫注意情報基準水位)</th> <th>(氾濫警戒情報基準水位)</th> <th>(氾濫危険情報基準水位)</th> <th>(氾濫発生)</th> </tr> <tr> <td>手取川 鶴来観測所 1.40m 梯川 埴田観測所 2.50m</td> <td>手取川 鶴来観測所 2.30m 梯川 埴田観測所 4.20m  ※氾濫危険水位の到達を4時間先以降に予測した場合</td> <td>手取川 鶴来観測所 3.00m 梯川 埴田観測所 4.60m  ※3時間水位予測により氾濫開始水位を超過するおそれのある場合</td> <td>手取川 鶴来観測所 6.43m 梯川 埴田観測所 5.90m</td> </tr> </table>	(氾濫注意情報基準水位)	(氾濫警戒情報基準水位)	(氾濫危険情報基準水位)	(氾濫発生)	手取川 鶴来観測所 1.40m 梯川 埴田観測所 2.50m	手取川 鶴来観測所 2.30m 梯川 埴田観測所 4.20m  ※氾濫危険水位の到達を4時間先以降に予測した場合	手取川 鶴来観測所 3.00m 梯川 埴田観測所 4.60m  ※3時間水位予測により氾濫開始水位を超過するおそれのある場合	手取川 鶴来観測所 6.43m 梯川 埴田観測所 5.90m
(氾濫注意情報基準水位)	(氾濫警戒情報基準水位)	(氾濫危険情報基準水位)	(氾濫発生)									
手取川 鶴来観測所 1.40m 梯川 埴田観測所 2.50m	手取川 鶴来観測所 2.30m 梯川 埴田観測所 4.20m  ※氾濫危険水位の到達を4時間先以降に予測した場合	手取川 鶴来観測所 3.00m 梯川 埴田観測所 4.60m  ※3時間水位予測により氾濫開始水位を超過するおそれのある場合	手取川 鶴来観測所 6.43m 梯川 埴田観測所 5.90m									
行動目標	災害の危険性に注意を向ける	防災対応の方針を決定する	防災対応を開始する	防災対応を実施する								

### 各タイムラインステージの行動内容

※警戒レベルの移行の時期は、各自治体ごとに発表される情報に基づきため、流域警戒ステージと対応するものではない

警戒レベルの移行	警戒レベル1相当 (早期注意情報(警戒級の可能性))	警戒レベル1相当 (早期注意情報(警戒級の可能性))	警戒レベル1相当 (早期注意情報(警戒級の可能性))	警戒レベル2相当※ (氾濫注意情報)	警戒レベル3相当※ (氾濫警戒情報)	警戒レベル4相当※ (氾濫危険情報)	警戒レベル5相当※ (氾濫発生情報)
トリガー情報発出グループの行動目標	気象情報を収集し、台風・前線等の大雨による影響の可能性を伝える						
トリガー情報発出グループ	大雨に対する警戒時期を周知し、各機関の体制の切り替えを促す						
気象情報を発信する	警戒すべき領域・時間と現象の規模感を伝える						
河川情報・ダム情報を発信する	現象の変化に対応して危機感を共有し、避難情報の発表支援や避難行動を促す情報を伝える						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>トリガー情報の発表</li> <li>早期注意情報(警戒級の可能性)の大雨で【中】以上</li> <li>防災気象情報の発表</li> <li>台風情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>トリガー情報の発表</li> <li>府県気象情報の発表</li> <li>防災気象情報の発表</li> <li>台風情報</li> <li>早期注意情報(警戒級の可能性)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>トリガー情報の発表</li> <li>台風・大雨説明会の開催</li> <li>防災気象情報の発表</li> <li>台風情報</li> <li>早期注意情報(警戒級の可能性)</li> <li>府県気象情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>トリガー情報の発表</li> <li>大雨・洪水注意情報の発表</li> <li>指定河川洪水予報(氾濫注意情報)の発表</li> <li>防災気象情報の発表</li> <li>台風情報</li> <li>早期注意情報(警戒級の可能性)</li> <li>府県気象情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>トリガー情報の発表</li> <li>大雨警戒(土砂災害・浸水害)の発表</li> <li>洪水警戒の発表</li> <li>指定河川洪水予報(氾濫警戒情報)の発表</li> <li>防災気象情報の発表</li> <li>台風情報</li> <li>早期注意情報(警戒級の可能性)</li> <li>府県気象情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>トリガー情報の発表</li> <li>土砂災害警戒情報の発表</li> <li>指定河川洪水予報(氾濫危険情報)の発表</li> <li>防災気象情報の発表</li> <li>記録的短時間大雨情報</li> <li>顕著な大雨に関する気象情報(線状降水帯)</li> <li>台風情報</li> <li>早期注意情報(警戒級の可能性)</li> <li>府県気象情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>トリガー情報の発表</li> <li>大雨特別警戒の発表</li> <li>指定河川洪水予報(氾濫発生情報)の発表</li> <li>防災気象情報の発表</li> <li>記録的短時間大雨情報</li> <li>顕著な大雨に関する気象情報(線状降水帯)</li> <li>台風情報</li> <li>早期注意情報(警戒級の可能性)</li> <li>府県気象情報</li> <li>大雨特別警戒発表に関する記者会見</li> <li>大雨特別警戒を警戒に切替に関する金沢河川国道事務所との合同記者会見</li> <li>氾濫警戒情報以上が予想される場合</li> <li>河川氾濫に関する情報の発表(氾濫警戒情報以上が予想される場合)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報の収集・組織内共有の開始</li> <li>気象台との共同記者会見準備</li> <li>台風進路・規模、前線による類似洪水情報収集</li> <li>流域タイムラインの管理</li> <li>運用会議開催のメール配信</li> <li>運用会議の開催(WEBC会議)</li> <li>流域警戒ステージ移行のメール配信</li> <li>運用会議の開催(WEBC会議)</li> <li>流域警戒ステージ移行のメール配信</li> <li>事前放流の情報収集・伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前放流の体制発令</li> <li>気象台との共同記者会見</li> <li>流域タイムラインの管理</li> <li>運用会議開催のメール配信</li> <li>運用会議の開催(WEBC会議)</li> <li>流域警戒ステージ移行のメール配信</li> <li>事前放流の情報収集・伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨量予測・雨量情報の収集・組織内共有の開始</li> <li>事前放流の情報収集・伝達</li> <li>流域タイムラインの管理</li> <li>運用会議開催のメール配信</li> <li>運用会議の開催(WEBC会議)</li> <li>運用会議の開催(WEBC会議)</li> <li>流域警戒ステージ移行のメール配信</li> <li>MSM降雨予測による洪水規模の推定情報【水防団待機水位を超過した場合】</li> <li>防災体制(注意)の発令</li> <li>国管理区間での水位到達に伴う情報伝達</li> <li>水防警戒(待機)発表</li> <li>EJソンの派遣の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災体制(警戒)への移行</li> <li>国管理区間での氾濫注意水位到達に伴う情報伝達</li> <li>水防警戒(出動)発表</li> <li>氾濫注意情報発表(洪水予報河川)</li> <li>水位予測の提供(気象台、県、市町等)</li> <li>関係機関情報共有WEB会議立ち上げ(体制解除まで継続して接続)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災体制(警戒)を継続</li> <li>国管理区間での水位到達に伴う情報伝達</li> <li>水防警戒(状況)発表</li> <li>氾濫警戒情報発表(洪水予報河川)</li> <li>水位予測の提供(気象台、県、市町等)</li> <li>市町長へのホットライン</li> <li>予測水位による洪水規模の情報提供</li> <li>リエソンの派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災体制(非常)への移行</li> <li>国管理区間での水位到達に伴う情報伝達</li> <li>水防警戒(状況)発表</li> <li>氾濫危険情報発表(堤防侵食情報を含む)(洪水予報河川)</li> <li>水位予測の提供(気象台、県、市町等)</li> <li>緊急速報メール</li> <li>ダム特別防災操作の要請</li> <li>市町長へのホットライン</li> <li>予測水位による洪水規模の情報提供</li> <li>異常洪水防災操作の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災体制(非常)を継続</li> <li>国管理区間での氾濫発生に伴う情報伝達</li> <li>水防警戒(状況)発表</li> <li>氾濫発生情報発表(堤防決壊情報を含む)(洪水予報河川)</li> <li>水位予測の提供(気象台、県、市町等)</li> <li>緊急速報メール</li> <li>市町長へのホットライン</li> </ul>

「トリガー情報発出」「避難情報発出」「交通規制」「水防・応急対応」等のグループ毎に各機関の基本的な防災行動を整理。

例

# 流域警戒ステージ移行の周知

- 流域警戒ステージ移行の周知は、流域タイムラインに参加する機関にメーリングリストを通じて行う。
- 移行時に周知する内容は、各段階における流域警戒ステージの通知のほか、台風規模や進路、前線の位置、予測される雨量等の情報を共有する。

## 【例】台風第〇号に伴う流域警戒ステージⅠへの移行

### ■本文

手取川・梯川流域タイムライン関係機関 各位  
※本メールは、メーリングリストにて送信しています。  
台風第〇号について、運用会議で協議した結果、〇月〇日〇時〇分より「手取川・梯川流域タイムライン」の運用を開始し、「流域警戒ステージⅠ」に移行しました。

### （解説）

〇日〇時、南鳥島近海の熱帯低気圧が台風第〇号になりました。台風は1時間におよそ25キロの速さで西へ進んでいます。台風は今後、日本の南海上を北西に進み、猛烈な強さに発達し、3日先以降、向きを東に変えて、東日本の広い範囲に影響する可能性があることから、流域警戒ステージへの移行を決定しました。関係機関の皆さまは、流域警戒ステージⅠに記載されている防災対応を実施してください。

## 【例】台風第〇号に伴う流域警戒ステージⅡへの移行

### ■本文

手取川・梯川流域タイムライン関係機関 各位  
※本メールは、メーリングリストにて送信しています。  
台風第〇号について、運用会議で協議した結果、〇月〇日〇時〇分に、「流域警戒ステージⅡ」に移行しました。

### （解説）

大型で非常に強い台風第〇号は、1時間におよそ25キロの速さで北北西へ進んでいます。台風は、日本の南を北北西へ進み、次第に進路を北東に変えて、非常に強い勢力を保ったまま、〇日夕方から〇日夜遅くにかけて、石川県に接近する恐れがあります。また、「台風第〇号に関する石川県気象情報第1号」が発表され石川県加賀地方で、48時間以内に24時間降水量が多いところで150ミリ程度の雨量が予想されていることから、流域警戒ステージⅡへの移行を決定しました。関係機関の皆さまは、流域警戒ステージⅡに記載されている防災対応を実施してください。

- ※ 参加機関との連絡は、メーリングリストによる情報発信のほか、緊急時には電話によって連絡するものとする。
- ※ メーリングリストに登録されている各機関のメールアドレスや緊急時に使用する電話番号、担当者の氏名は適宜更新する。



# 流域タイムライン参加機関

- 当面「手取川、梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」構成機関、「地域メディア連携協議会」関係者で構成
- 運用を行いながら随時参加機関の拡大を検討。

区分	機関名	
国	金沢河川国道事務所、金沢地方气象台、陸上自衛隊第14普通科連隊第2科	
県	本庁	危機監理室危機管理課、土木部河川課、土木部砂防課
	出先機関	石川土木総合事務所、南加賀土木総合事務所 赤瀬ダム管理事務所、大日川ダム管理事務所
市町	小松市、白山市、能美市、野々市市、川北町	
利水関係者	北陸電力（株）手取水力センター、電源開発（株）九頭竜電力所手取川事務所	
道路管理者	金沢河川国道事務所、石川土木総合事務所、南加賀土木総合事務所、小松市、白山市、能美市、野々市市、川北町、中日本高速道路（株）金沢支社金沢保全サービスセンター	
公共交通機関	西日本旅客鉄道（株）金沢支社金沢保線区、IRいしかわ鉄道(株)	
報道機関	地域メディア連携協議会 関係者 （※次回「地域メディア連携協議会」で説明予定）	

## 【今後、拡大を検討する機関】

救出救助等 : 石川県警察

公共交通機関 : 北陸鉄道(株)、北鉄白山バス(株)、北鉄加賀バス(株)

利水関係者 : 手取川七ヶ用水土地改良区、宮竹用水土地改良区、小松東部土地改良区、御茶用水土地改良区

ライフライン : 北陸電力(株)石川支店、N T T西日本（株）金沢支店、（株）ドコモCS北陸

# 今後の予定について

# 今後のスケジュール(案)

令和  
5年度

5月23日 令和5年度 第1回手取川、梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会  
手取川・梯川・石川海岸水防連絡会 総会

出水期後 手取川、梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会 幹事会(予定)

年度末 手取川、梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会 幹事会(予定)  
手取川・梯川・石川海岸水防連絡会 幹事会(予定)

令和  
6年度

5月頃 令和6年度 第1回手取川、梯川等大規模氾濫に関する減災対策協議会(予定)  
手取川・梯川・石川海岸水防連絡会 総会(予定)